

2014. 04. 15 : 平成26年 区民環境委員会 本文

○委員長
おはようございます。
ただいまから区民環境委員会を開会いたします。

○委員長
初めに、理事者のご挨拶をお願いいたします。

○区民文化部長
おはようございます。
私ども、4月に人事異動がございまして、異動があったからの初めての委員会でございます。この後、ご紹介をさせていただきますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。
本日の議題でございますけれども、陳情2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長
次に、本日の委員会は新年度最初の委員会になりますので、新任部課長の紹介をお願いいたします。

○区民文化部長
それでは、まず、区民文化部の新任部課長を紹介させていただきます。
まず、私でございます。区民文化部長に就任いたしました藤田雅史と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
続きまして、区民文化部参事、小島隆夫でございます。

○赤塚支所長事務取扱区民文化部参事
小島でございます。よろしくお願いいたします。

○区民文化部長
小島参事につきましては、赤塚支所の事務取扱、また農業委員会の事務局長を兼務しております。
続きまして、文化・国際交流課長、町田江津子でございます。

○文化・国際交流課長
町田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○区民文化部長
区民文化部は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○産業経済部長
それでは、産業経済部関係の新任課長をご紹介します。
総務部契約管財課管財係長から昇任で参りました、くらしと観光課長、新井悟でございます。

○くらしと観光課長
新井でございます。よろしくお願い致します。

○産業経済部長
同じく、福祉部管理課庶務係長から昇任で参りました、産業戦略担当課長、諸橋達昭でございます。

○産業戦略担当課長
諸橋でございます。よろしくお願いいたします。

○産業経済部長
なお、産業振興課長、五十嵐登とあと私、4年目になりますけれども、留年でございまして、よろしくお願いいたします。
以上でございます。

○委員長
環境はそのままということで。

○委員長
次に、署名委員をご指名いたします。
田中しゅんすけ委員、五十嵐やす子委員、以上お二人をお願いいたします。

○委員長
本日は、継続審査となっております陳情が議題となりますので、議題に直接かわりのない理事者の方は自席で待機していただいて結構でございます。
それでは、議題に入ります。
初めに、区民文化部関係の陳情審査を行います。
陳情第99号 地域センター集会室・区民集会所申込方法に関する陳情を議題といたします。

その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明願います。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

地域センター集会所、区民集会所の利用申し込みにつきましては、前回の繰り返しになりますけれども、各地域センター18か所、及びホール5か所、区役所の地域振興課の窓口で、平日の午前9時から午後5時まで受け付けをしております。

なお、本人に限らず、代理の方が来ること可能となっております。
利用登録をしている団体は、受け付け期間中であれば、土日、祝日を問わず、インターネットから仮予約をすることができます。さらに、口座登録をすれば、利用料の支払いも窓口に来ることなく済ませることができるといった状況となっております。
前回の審議でご質問があった事項について、幾つか説明をさせていただきたいと思っております。

区の職員がいない時間帯はシルバー人材センターが管理委託を受けているんですけれども、そのシルバーの職員に利用受け付けはさせられないかというご質問がございました。施設の利用承認、取り消し承認につきましては、区民の権利義務に影響を与える行政処分当たり、区の職員みずから行うべきであるとされており、そのため、委託業者にゆだねることはふさわしくない、できないと考えております。これは、委託業務の範囲には行政処分は含まれないとする行政実例によるものでございます。

それから、現在のシルバー人材センターへ委託している部分を職員に変更した場合にどのぐらいの経費がかかるのかというご質問がございました。各窓口に再任用職員3名を増員する必要があると考えておまして、その経費としては1億1,600万円強が必要となると見込んでおります。

それから、区役所本庁の休日、夜間サービスにあわせて、地域振興課で受け付けができないかといったご提案もございました。区役所本庁は、毎週火曜日夜間と毎月第3日曜日に、住民票や戸籍の窓口を中心に開設しております。地域振興課は本庁7階にあり、現状では、休日、夜間に受け付けすることについては、建物の構造からセキュリティ上の問題があると考えております。また、休日、夜間サービスの拡大に当たっては、区庁舎全体の観点で検討が必要になると考えております。

それから、窓口受け付け、それからインターネット受け付けの件数はというご質問もございました。平成24年度実績でございますけれども、窓口は5万9,255件で、全体の64%、インターネット受け付けは3万3,543件で、全体の36%でございます。この窓口の受け付けの中には、毎月第1の営業日に行っております一斉抽せん申し込みは含まれていない数でございます。

それから、土日、祝日の受け付け件数、何件ぐらいが想定されるのかというご質問もございました。平成17年度に旧出張所が18の地域センターと6の区民事務所に再編されたことにあわせて、平成17年度から19年度の途中まで、土日、祝日も利用受け付けを実施した経緯がございます。そのときの実績は次のとおりでございます。

17年度、1施設1日当たり2件の申し込みがございました。18年度は、1施設1日当たり0.5件の申し込みでございました。こうした状況を受けて、またインターネットで受け付けができるようになったということもあわせて、平成19年度途中から、土曜、祝日の受け付けはとりやめたとした経緯もございまして、現状の体制となったところでございます。

それから、電話で仮予約を受けておいて、後日、窓口での支払いや口座引き落としで処理をすることができないかといったご提案もございました。電話で利用申請を受けるものについては、本人確認が十分できないといった課題がございます。金銭の授受にも関係するものでございますので、トラブル回避の都合上、実施していないというのが現状でございます。ただし、現在でも、電話による施設の空き状況の問い合わせには対応しているところでございます。

その中でも、どうしてもインターネットが使えない環境にある方がいますので、そういった方へのサービスの支援ということでは考えられないかといったご質問もございました。そういった中で考えた中で、本庁南館の開設にあわせて、現在、区役所の1階から3階を本庁型の区民事務所とするという構想がございます。その本庁型区民事務所の窓口でこういった集会所、集会所等の利用の受け付けを実施することについては、前向きに調整を図ってまいりたいと考えております。実現できれば、夜間、休日はあわせて施設利用の申し

込みが可能となると考えております。
説明については以上でございます。

○委員長

では、本件に対する理事者への質疑並びに委員間討論のある方は挙手願います。

○熊倉ふみ子

先ほど、行政処分のことなので職員じゃないとだめだということですが、話ができるかもしれないんですけれども、自転車の駐輪場を借りるときには、各駐輪場で申し込み用紙を書いて、3か月なのか、6か月なのか、1年なのかということを選択して、申し込んで、それでオーケーですよということでシールを、お金も払ってシールを自転車に貼るといことなんですけれども、考えによっては、それも自転車の利用を許可する、承認するという、そういった行為だと思うんですけれども、でも、あそこでは、シルバーさん、現金も扱っていますし、あそこは職員はいなくて、全部、シルバーさんに委託という形なんですよ。

そんなふうになると、シルバーさんでも、契約内容と、自転車が、すみません、十分に調べてはいないんですけれども、現金を取り扱うことと、あと承認ということをやっているんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

自転車の駐輪場については、私も調査の範囲に抜け落ちていたところもありまして、確かに、言われてみれば、そういうことやっているのかなと思ったところがございます。ですけれども、いろいろと施設の貸し出しにつきまして、いこいの家とかほかの施設もございまして、そういうところについては基本的に委託業者において、貸し出し、それからその取り消しの可否についての判断を委託業者にさせていることはしていないということで、統一的な対応をとっていると認識しております。

駐輪場につきましては、どういった考え方でやっているかということにつきまして、もう一度、あわせて調べて、判断をしたいと思っております。
(「駐輪場も施設じゃない」と言う人あり)

○熊倉ふみ子

そうなんですよ。だから、駐輪場においても施設という考えだし、あそこも区の施設ですし、そうやって考えると、シルバーさんに任せても、実際問題、そうやって運営されているわけですから、やってやれないことはないんじゃないかなと思いましたが、その点についてもぜひ検討をお願いしたいと思います。

それと、インターネットでPRをということ、PRをもっと積極的にやってほしいという、前回、そういう話があったと思うんですけれども、それについてどうなのかということ、あと、他の自治体で、板橋の区役所でやっている以上に、区民施設の利用状況について、便利な方法をとっている区があるのかどうか、もし知っていたら、教えていただきたいし、わからなければ、調査していただきたいなと思っています。

ちなみに、練馬区のホームページを見ましたら、貸し出しということではなかったんですけれども、料金の支払いについては、回数券というのを発行しているという記述があったんです。そうすると、現金の受け渡しということじゃなくて、前もって回数券を買って、それでやりとりをするという、そういったこともやっているようなので、もしシルバーさんで現金のやりとりが難しいということだったら、そういった回数券という、ああ、そういう方法もあるのかなというふうにひとつ思ったところであります。まはどうか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

まず、PRを積極的にということをごさいます。施設を利用していただく方については、窓口に来ていただくときに、それから一斉抽せんのように、そう言った口座の引き落としができますとかインターネットでできますということについては、十分にPRをさせていただいていると考えております。

それから、一般の方につきましても、インターネットや各窓口においているチラシで、さらにPRはしっかりとやっていきたいと思っております。それから、区役所の便利などのごさいますけれども、今ご指摘のあったように、回数券を使ってやっていくということは確かにあるかと思っております。それから、利用料金にちょっと差をつけて、区民の方、それ以外の方について、区民の方は少し安目に利用料金が設定をされている。逆ですかね。区外の方は少し高目に設定をされているということもごさいます。ただ、板橋区の場合は、その利用に当たっては、区民の方2人以上ということ、条件としては緩いと思っております、多くの方に使っていただくことをすこく前面に出した利用の体系をとっております、区内、区外を含めて、あいてる施設であればたくさんの方に使っていただいているところについては、調べた中では、板橋区が一番いいというか、多くの方に利用されていると考えているところをごさいます。

○熊倉ふみ子

それともう一つ検討していただきたいなと思うんですけれども、インターネットを使えない方についての代行で、受け付け代行というか、それとも、パソコンを使えるようにというか、こんなふうにするんですよ、そういうことを教えてくれる流れはつくれないもんなんでしょうか。パソコンは確かに便利ですし、夜間、24時まで使えるということですので、一番、パソコンが使える人はそれでいいと思うんですけれども、使えない人に対して、やり方をどっかの施設で教えてあげるとか、操作の手續を教えるとか、パソコンのあるところで、代行まではいかなくても、やり方を区民に教えてあげるとい、そういう事業というサービスはできないもんなんでしょうか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

インターネットをぜひ使って利用申し込みをしていただける人がふえていただけると助かるなと思っております。ただ、パソコンの使用については、この施設の利用だけに限らず、多くの生活の場面で使う場面があるかと思っております。基本的な使用の仕方ということについては、例えばパソコン教室ですとか社会教育会館等で行っているようなところでスキルを身につけていただく必要があるんじゃないかなと思っております。

それから、この施設の利用申し込みに特化しますというか、限りますと、インターネットといいましても、今はもう携帯電話でも申し込みができる形になっていて、その意思があつてつなげば、携帯電話、それからスマートフォンの画面の中で、こういうふうにごさいますというガイドがしっかりと出てきていますので、それについていただければ、余り多くの知識がなくても操作ができるものになっていると考えております。

○いしだ圭一郎

おはようございます。1点だけ質問させていただきたいと思っております。先ほど、ご説明の中で、電話での予約で後日、口座引き落としという部分では、本人確認ができないのでということをおっしゃられておりましたけれども、ルールをしっかりと決めながら、板橋区にとって、ちゃんと振り込みを確認さえしておけば、デメリットというのではないと思うんです。ですので、そういう部分ではしっかりとルールづくりをしていけば、振り込みを確認しなければ施設は利用できませんというルールをつくっていけば、電

話での予約があつてもよいのではないのかなと感じるんですけれども、そこに対しての見解をお聞かせ願います。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

電話で利用申し込みを受けるということについては前回もご提案がありまして、一番の危惧は、電話だけで本当にその本人なのかということ信用して処理を進めるということについては大きな危惧があると感じているところをごさいます。

その本人確認の方法がなかなか確立したものがないので、内部の検討では、そういった受け付けをしたらどうだということについても検討したことがございすけれども、まだ現状では時期が早いだろうという判断で、今していないところをごさいます。

ほかの施設も聞いたところ、原則はだめです。ただ、いろいろと運用の中で一部やっているところがありますよということかもしれませんけれども、電話で仮予約を受けるということについては、なかなかよろしいと思われているところはないようございす。

それから、口座の引き落としのタイミングですけれども、今のシステムだと、口座の引き落としが利用した月の翌月の末になっております。ですので、いしだ委員が言われたように、口座からお金を引き落としした後に利用していただければ、口座、お金もらっているんだから、担保されていて利用もいいでしようということになりますけれども、現状のシステムですと、利用していただいた翌月に引き落としということになりますので、後でいただくというシステムになっている関係から、口座を引き落とししたから利用していただくというシステムになっている関係から、口座を引き落とししたから利用していただくという形の判断の形式でないもんですから、さらに検討が必要かなと思っております。

○いしだ圭一郎

やっぱりだからルールづくりをしっかりと、現状のシステムだと無理だということをごさいますので、そのシステムを変えていく検討というのは必要なかなと今の説明で感じたところなんです。

また、電話だけでなく、本人の確認がとれないと。本当に本人であるかどうかかわからないという説明もありましたけれども、これはインターネットでも同じことだと思いますので、しっかりと最新の部分の……。インターネットはしっかりと登録されているから、本人だという認識でいくんだと思えますけれども、電話でも同じことだと思うんです。ですので、なるべく申し込み勝手のいいと思えますか、そういういろんな可能性を含めて検討していただきたいと思います。

今の中で、例えば板橋のCityマラソンの申し込みなんかも、当然、本人確認をしているんですかね。まあ所管が違いますからあれですけども、大量の人数をやはりそういう振り込みや確認の中で、キャンセルは返さないとかそういうことやっているから、当然、引き落としの中でやられていると思えますので、決して難しいことではないと思えます。そういうのも視野に入れながら、この陳情もそうですけれども、陳情をさらによいものにしていくにはどうしたらいいか考えて、検討していただきたいと思います。これ、要望でございますけれども、もしそれに関してありましたら願います。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

ルールづくりということについては、確かにそのとおりで、受けとめさせていただいて、サービスがより向上するような体制というのは、現状がベストだというふうには思っておりませんので、さらに検討を進めていきたいと思っております。

それから、インターネットにつきましては、登録をした人、登録をした行為があつてのインターネットの受け付けがあつたということで、本人確認ができていますと今は判断しているところをごさいます。

○すえよし不二夫

この陳情の趣旨をよくよく読むと、地域センターと区役所スポーツ振興課で、年末年始を除くとは書いてないけど、365日近く、午後9時までに受け付けをしてくださいと読めるんですよ。まあ年末年始は除いてもいいですけど、360日ぐらい。これに対応するには、先ほどの説明では、地域センターだけとか本庁だけとかというふうに関こえたんだけれども、どれぐらいの費用がかかりますか。仮に360日、土日やって、かつ9時まで職員を配置して受け付けた場合、シルバーじゃなくて、再任用も含めて。その場合、どれぐらいかかりますか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

先ほど説明させていただいたように、各窓口に最大限でも再任用の職員3名を配置する必要があると考えております。現在の受付窓口、23か所ございますけれども、そこに3名ずつ割り当てた経費を積算すると、1億1,600万円強。
(「それ、センターでしょう」と言う人あり)

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

センターです。
(「本庁舎」と言う人あり)

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

本庁でやるとなると、同じように3人を割りつけるということもありますが、本庁の職員の中で時間外をしたりという対応になるかなと思っておりまして、その部分については流動的に考えておるといふところと、それから、本庁でやるということについての建物のセキュリティ上の問題もありますので、本庁ということについては、ちょっと次の段階かなと思っております。まずはセンターで平日、それから休日でも夜9時までやるとなると、1億1,600万円強の経費が必要であると考えております。

○すえよし不二夫

1億1,600万かけて仮にやったとしても、土日の17年度は1施設2件。18年度が5件でしたっけ、19年度。その場合だとどうかなという気もしないでもないんだけど。もう少しさっきの数字の件を、申し込み件数、予測なり実績なり。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

17年度から、先ほど言ったように、出張所の再編にあわせて、土日を開庁して受け付けを行ったという経緯がございます。17年度については、年度途中からの集計になりますけれども、3,411件、それが72日間で行われて、23施設で割ってみると、1施設1日当たり2件という数が出てまいります。
それから、18年度につきましては、113日の土日、祝日がございますけれども、そこで受け付けた数が1,137件、それを23施設で割ってみますと、0.5件、1日当たりという数になります。先ほど説明した実績となっております。

○すえよし不二夫

18年度は1,000件もあったわけ。1,037件も。今の説明だと。
(「はい」と言う人あり)

○すえよし不二夫

そうすると、あるふうな数字上な、区全体でだからね。1施設当たりだと0.5になるという説明ですね。区全体で、年間1,000件ということね。それで1億1,000万と費用対効果を考えてどう判断するかって政策判断の問題。

それで、今度は正規職員や再任用じゃなくてシルバーさんをお願いしたらどうなるかという話は、先ほど熊倉委員でも説明がありましたけれども、現在、納税の推進センターも委託だと思うんだけど、あれは促進、催促だけで、お金を受け取ってないのかな。それから、区役所の1階窓口で、戸籍住民課で部分的に委託をしていますよね。入力と発行と。お金を取るのは、手数料を取るの職員がやっているのか、委託の人がやっているのか。今度も拡大すると言っているけど、どの辺までを委託するのか。現金を受け取ってないのかなど。発行するのは行政処分じゃないかと思うんだけど。申請書に基づいて。その辺はどうですか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

今話題になりました納税の徴収職員ですとか、それから電話で受け付けるとか電話で納税を促すような処理とかということについては委託でやっている認識しております。ですけれども、直接、臨戸徴収というんですかね、戸別に回ってお金を取るという職員については、シルバー人材センターとかに委託をするわけではなくて、非常勤の職員を雇用して対応している聞いております。ですので、その部分は固有の職員でやっている認識しております。

それから、お金の授受についてだめかというわけではなくて、決められたことについて決められたようにやることに関しては行政処分の対象にはならないというような形になっていて、可否の判断をするとか、それから取り消しの判断をするとか、そういったことについてはやはり行政処分に当たるので、区役所の職員がみずから行わなければならないということになっています。それから、1階の窓口の役割の中でも、入力だとか、それから窓口の受け付けだとかについては委託をしますけれども、最終的に区として行わなければならない判断については、区の職員がしっかりと横についていて、その職員が行う体制というのが確立されていると認識しております。

○すえよし不二夫

仮に1階の申請書に入力するのは、判断に基づいて入力するんじゃないんですか。この申請書は受理しますよ、この人の申請どおりに対応しますよと。その部分を委託しているんなら、判断も伴うと思いますよ、発行までは。私はそう思うんだけど。

それから、重ねて聞いておきますけど、指定管理者の体育館とか体育施設のあれは、判断してお金を受け取っていますよね。これは自治法上の規定で再度説明していただきたいと。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

指定管理者につきましては、その業務委託の範囲の例外になっておりまして、指定管理者は自治法上の規定で、施設の管理、運営について、委任を受けるという形になっておりますので、そういう施設の利用の可否ですとか取り消しの部分については業務を行うことができる自治法上に明記をされているところでございます。

○すえよし不二夫

それでは、午後5時以降、各地域センターを指定管理者に委託する。現在、シルバーに
ページ(8)

委託しているわけでしょう、午後5時以降。指定管理者に委託するという方法は考えられないのかなと思うんだけど。指定管理者ならできるというならですよ。処理能力もあるし。私はシルバーさんでもあると思うんだけど、指定管理者、部分的に、時間的にやるという方法はどうか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

指定管理者の考え方ですけれども、そういう時間を区切って、この時間帯は指定管理者が入ってくるというような考え方はなかなか、今のところは考えづらいかなと思っております。公の施設の管理・運営を指定管理者にゆだねるという制度になっていますので、もし任せるのであれば、もう施設の運営全体をお任せする形で指定管理者の制度を活用するといった方法になるのではないかなと思っております。時間で区切って指定管理者を入れて施設の利用を受け付けるといったことについては、考えづらいかなと思っております。

○すえよし不二夫

さっきの自転車駐輪場の処理、判断の件と指定管理者の件をぜひ、部分的にできないわけではない。やるかやらないかという判断はあるけども。と思うんだけどね。

それから、じゃ、現状の中でどうするかと。現状の中では、シルバーさんがおいでになるわけだから、シルバーさんに空き状況はわかるんですか。それとも、シルバーさんに申請書を預けておいて、翌日、職員が来たときに判断して、電話でも何でも申請者に返事するというところについての状況はどうか。検討というか、その辺はどうか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

今、シルバー人材センターの職員に夜間、それから休日にはお願いをしているわけですが、お願いするに当たって、管轄の集会所ですとか地域センターの予約状況を印刷したものを渡して管理してもらっています。問い合わせが来た場合は、それを見て、ここがあいているとか埋まっていますよという対応をとっていただいているところでございます。

それから、シルバー人材センターが判断はできないので、預かっておいて、翌日、職員が来たときに、利用する人、申し込みをされた方に電話連絡等をとって申し込みをするということについては、確かに1つの方法であると考えております。検討した中でもそういう方法があると思っておりますけれども、若干のタイムラグも出てきてしまって、夜間に受け付けて、翌日までの間に例えばインターネットで利用申し込みがされてしまうと、それから休日から翌営業日になるまでの間にほかの方が予約を入れてしまうといった状況もありまして、トラブルの原因になるかなということも考えられますので、まだまだ検討の余地があるかなと思っております。

○すえよし不二夫

シルバーさんで、空き状況は端末じゃないのね。紙でないとだめだという。紙のほうがわかりやすい。空き状況を端末で見れば、確実にあいているかどうかわかるんだけど。そこで仮予約までできればいいんだけど、その辺はどうかという話。

それから、仮にそこまでやったとしても、やっぱりお金は払わなきゃいけない。お金は利用日にお支払いするという方法でもいいんじゃないかと。予約がとれていればね。思うんだけど、その辺はどうか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

シルバーの職員に、現状でございませすけれども、端末の操作については、させていないというのが現状でございます。端末は、いろいろな個人情報が見れてしまうですとか、機能的にしっかりと区切れればいんでしょうけれども、そういったシステムになってないところもありまして、端末の操作をさせるよりも、紙に打ち出して情報を提供した中で仕事をしてもらっているのが現状でございます。

○すえよし不二夫

今の方法は、100%でも一歩前進でもないんですけども、半歩ぐらいは前進するんじゃないかと。お金もかけないでね。今のだったら、お金、経費増を招かないでしょう。申込書を預かって、紙で、ペーパーで空き状況を教えてあげると。

ただ、翌日のインターネットが何かで押さえられてしまったらだめなケースが出てくるというずれというか、が出る可能性はあるけども、やらないよりはいいんじゃないかという気がするんだけど。全然やらないよりは、お金もかけないで、手間がかかるだけ。シルバーさんをお願いする仕事にかかるだけで、いいんじゃないかなと思うんだけど、その辺はよくよく、まだ内部検討がきょうの段階では必要だと思うので、ぜひよろしく、前向きに検討していただきたいと思えます。

○委員長

ほかにございますか。

○田中いさお

すみません、1点だけ。

先ほどの平成17年と平成18年の利用件数のご説明あったと思うんですけど、このときにはもうインターネットの予約は始まってましたか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

17年当初は、やっていなかったわけではないんですけども、利用できる時間帯が大分限られておりました。19年度に入って、現在のように朝の9時から夜中の12時までの時間帯が広がりましたので、そのこともあわせて、先ほどのように、件数の状況を見て、インターネットをぜひ利用していただきたいという移行にあわせて現在の状況になったところでございます。

○田中いさお

そうすると、今伺って、1日平均2件、18年度は0.5件、それでインターネットが拡大しているということであれば、利用ニーズっていうか、また減っているように僕は見えるんですね。土日しか申し込みできないという、若い世代とか、稼働世代というんでしょうか、そういう方々がインターネットを利用しないというよりも、ほとんど今、どのご自宅にもパソコンがあるので。しかも、ご高齢の方が地域センターをお使いになるとなれば、グループで誰かしら日中に最寄りの地域センターに申し込みに行ける。

ただ、区民サービスを向上させるという意味では、先ほど、すえよし委員もいした委員も言っていましたけども、電話で予約とったり、もっと利便性を上げるという努力は僕は必要だと思うんです。土日に関して、開けてほしい、庁舎含めて地域センターを開けて申し込みさせてほしいというニーズがどれほどあるのかという調査はどっかのタイミングでとられたほうがいいんじゃないかなと思うんです。区民ニーズが本当にあるのか、ないのか。客観的にいうと、僕、減っているような気がします。インターネットの世界がどんどんふえて、土日にしかやっぱり行けないんだという方は、インターネットを持ってない方

document (27)

で、ということも実態がわからなければ、先ほど、配置すると1億以上かかるという話です。非常に費用のかかることなので、ぜひこちら辺、今後の検討で調査を、本当に土日に行つて、申し込みしたいんだという人がどれほどいるのかをぜひ今後の調査等で調べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○地域振興課長事務取扱区民文化部参事

利用者のいろいろな意見を聞くということも必要だと思っておりますので、例えば、利用されたときに、ちょっとしたアンケートをお願いして、どんなニーズがあるかという調査もあわせて今後、実施については検討させていただきたいと思えます。

○委員長

ほかにございますか。
(発言する人なし)

○委員長

ないようでしたら、以上で質疑並びに委員間討論を終了し、意見を求めます。
意見のある方は挙手願います。

○熊倉ふみ子

前同様、採択をお願いしたいと思います。
今、今後の話ということで、本庁舎の中でも1階から3階に区民事務所という、そういった再編の考え方の中で前向きに調整したいというお話もありましたし、それと、やはりどうしても、午前9時から5時までという、月曜日から金曜日まで、受け付けがここだけしかないというのは、どうしても狭過ぎる。ネットという話もありましたけれども、ネットで申し込んでいる人が、今のところ、先ほどでは36%ということなので、まだまだかなというふうに思います。

それと、あとはネット予約ができますよと、申し込みができますよというPRについては、シルバーさんにもしっかり勉強していただいて、できればできますよという話で、携帯でもできるというお話でしたので、携帯を開いて、こんなふうによればいいんですよみたいな説明まで、シルバーさんが勉強してもらえると本当にいいんですけど。そういったことまで、きっかりづくりを、こんなふうによればできる、簡単なんだよと、きっかりづくりをするという取り組みについても検討していただきたいなと思えます。

以上です。

○すえよし不二夫

先ほどの質疑の中から、駐輪場での問題、これ、今、本当なら土木部を呼んで聞きたいぐらいですけども、急な話なのできょうはできないので、これもよく聞いてみる必要があると思えます。

それから、5時以降の指定管理者についても検討していただきたいと。
それから、シルバーさんでも処理ができるような方法はないのかどうかと。今までの判断ではできなかったけども、それができるような方法はないのかどうかについてさらに検討を求めたいと。

それから、シルバーでの、これは私の提案、そちらでも説明ありましたが、半歩前進になるけども、全然やらないよりはいいんじゃないかと。シルバーで空き状況を見てお預かりすると。その段階ではあいていますよ。あしたになるとわからないケースもありんですけども、第2希望ぐらいまでとっておいて、翌日、職員で対応してという格好。

ページ(11)

document (27)

それからもう一つ、2か月前の申請日ってありますよね。その申請日は必ず一斉抽せんみたいなの、ダブったら抽せんになるという。抽せんが終わったら、後はあいているところだけということになるんですけども、この日は5時までなんですよね、職員の皆さん。これを、この日だけでもいいから、一斉申請日なら全区的にわかってらっしゃるから、区民の皆様は新たなPR、ちょっとだけすればいいと思うんだけども、その日だけなら、午後9時半までか9時までか、職員の間外勤務をお願いして、受け付けしてみたらどうかと。ただし、これは一斉申請日だと、その管内のしかできないそうなので、それはそれでもいいんじゃないかと思うんです。その管内に行けばいいわけだから、利用希望の施設があれば。

例えば、高島平管内の人もいるけれども、蓮根地区の集会所を使いたいという、蓮根の地域センターに行けばいいわけでしょう。そうすれば、可能性としてある。ただし、これには経費がかかる。時間外手当の。このタイプはしようがないんじゃないかと思う。年間12日だから。12日間の、1か月に1回だけでいいから。そうする方法もあるんじゃないかということの研究していただきたいということを上掲して、きょうの段階では継続審議を主張します。

○五十嵐やす子

私も継続を主張させていただきます。

先ほど、シルバーの方のお金の扱いについて、提案もなされてましたけれども、まだ可能性は本当にあると思うんです。集会所ですとかそういうところを使うということは、区民の交流というか、つながりをつくっていく大切な場なので、今は、あいている、使われていない部屋もありますし、集中しているところは利用が集中していますけれども、そうじゃないところもやはりありますので、使いやすくすることによって、あいている時間だとか場所をもっと少なくすることももしかしたらできるかもしれない。区民がいろんな場所でつながって、小さいお子さんを持っている方から高齢者までたくさんの方が、こうやって便利に予約ができるようになったら皆さん使ってねということによって、今までひとりぼっちだった方が、孤立していた方がどっかにつながれるというような可能性も出てきますので、集会所とか集会所というのはそういう可能性を持つ場だと思いますので、できるだけ区民サービスとして区民が使えるような場にしていくことは本当に課題だと思うんです。どんだん今、スマートホンですとか携帯なんかもうそうですけれども、以前とは違ったツールがどんだん出ているわけですので、それをいかに活用していくかということを考えていくこともやはり一方ですごく大切なことだと思いますので、人員をこうやって配置すると1億以上かかるというのは本当に大変だとは思っています。だけれども、一方でお金がかからないようにしていく方法はやはりどっかにあると思えますので、ぜひそれは課題としてずっと研究してほしいと思えますので、継続とさせていただきます。

○いしだ圭一郎

本陳情のこの趣旨というものは非常に理解できる場所ではあるんですけども、先ほどの1施設当たりの件数や、またこれまでに審議してきたクレームがさほど上がってきていないという、こういった現状を考慮いたしますと、区としての現状の時間帯での、また現状の曜日での運営というものは仕方がないのかなと思うところもござります。

先ほどのご答弁の中に、南館開設時に庁舎の窓口での平日夜間や日曜日などの申し込みを検討するなどという説明もございましたし、また、私も質問させてもらいましたが、電話による申し込みの可能性、こういうものも視野に入れたら検討していただけるというお話もございました。そういったものも踏まえまして費用対効果の観点からいたしますと、本陳情は不採択を主張させていただきたいと思えます。

しかしながら、利用申し込みが利用者にとって申し込みやすいシステムにしていくことは非常に大切なこととござりますので、区といたしましても精力的にこの取り組みを、さらに区民サービスの向上に向けて取り組んでいっていただきたいという要望も交えまして、不採択を主張させていただきます。

ページ(12)

○菊田順一

先ほどの質疑でも明らかになりましたように、区民が区の行政と密接につながっている、あるいは区民に対する利便性、それをさらに向上させていく、このことは全員異議がないと思うんです。ただ、問題点は、各質疑の中で明らかのように、その費用対効果はどうするんだということになると、この陳情に書かれているように、各地域センターで責任を持った対応をするためには、費用対効果としていかなんかかなど。地域振興課でも、今言ったセキュリティの問題を含めて、休日、祝日、それと夜間ですね。9時までの時間延長、これも莫大な費用がかかるんですよ。やはり区民の利便性と費用対効果をきちんと精査していくのがこの陳情に対する態度表明だろうと思うんです。

先ほど質疑がありましたけれども、自転車の駐輪場は、もうその駐輪場という絶対的な一部の管理ですから、当然、そのような便宜を図ることは私もよしとしていますけれども、区民施設を借りるかどうかは、今言ったインターネットも含めて、全区民というか、これは区民だけじゃなくて、この板橋を勤務地として持っている人たちも含めて、全体的から申し込んでくるわけですから、先ほどから言われているように、地域センターに今おられるシルバーさんが全部その受け付けを、ただ受け付けて翌日という方法もあるでしょうけれども、例えばシルバーさんがインターネットを活用して、それを全部精査していくなんていうことになったら、逆にインターネットができないシルバーさんは、区では施設に置けないんです。今の業務状況は、まず健康で、きちんと受け答えのできる、そして施設の警備を含めたものが勤務時間中にできるというのがシルバーさんの第1条件になって、それぞれ施設に配置されておりますので、そういうことを考え合わせると、第一義的にはやっぱり費用対効果を考えていく必要があるのかなど。

こういう思いで、今回のこの陳情については、この陳情文を見ると、全地域センターまたは区民文化部の地域振興課で土曜、日曜、しかも夜間もやれと。借りる人は1人じゃないと思うんです。私なんかインターネットは不得手ですわ。不得手の人ばかりが申し込みに来るのか。施設の利用ということになれば、たった1人で施設を借りちゃいけないとは言わないけれども、ある程度複数の人がその中にいるでしょうから、その中には当然、インターネットを十分操作できる区民だっておられるはずだろうと予測しますので、そういう点でただ何でもかんでも開庁して、それだけの人件費を使ってやるということには無理があるんじゃないかなど。

こういう観点から、本陳情については、私ども、不採択を主張いたします。

○委員長

以上で意見を終了いたします。
陳情第99号 地域センター集会所・区民集会所申込方法に関する陳情につきましては、なお審査を継続すべきとの意見と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に、継続審査についてお諮りいたします。

陳情第99号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

賛成少数（3－5）

○委員長

賛成少数と認めます。
よって、継続審査とすることは否決されました。
この際、継続審査を主張された方で、特にご意見があれば伺います。

○高橋正憲

これにつきましては、前回の委員会で、18地域センターを全部開けなくても、どっか、例えば三田線の近くの1個とか、東上線の近くの1個とか、そういうところを開ければ、全部の集会所とか何かとれるんじゃないかと。そういう努力もすべきだと。そういう話も含めて継続審査という話をいたしました。これは費用対効果という話は当然ありますが

ら、そういう話の中で、全部の皆さん方が集会所をとれると。こういう条件でそういう話をしましたけれども、今回、18出張所を全て開けるとか、本庁舎も含めて全部という話になりますと、大変なことになるかなど。そういうことも考えられますので、この陳情につきましては不採択と、このように主張させていただきたいと思えます。

○すえよし不二夫

陳情の文面どおりだったら、かなり費用がかかって難しいかなと思うので不採択でいいんですけど、ただし、私の議員としての意見としてつけ加えておきますのは、先ほど言いましたように、今、高橋委員がおっしゃったような方法も1つだと思う。三田線、東上線1か所ぐらいつつ、地域センターへ再任用職員を配置するという方法。それからもう一つは、2か月前の一斉申請日に5時から9時か9時半まで、再任用の処理ができる人を配置すると。この方法も考えられると。それから、シルバーさんが預かるという方法も1つの半歩前進だと思いますけども、やらないよりはいいんじゃないかと。余り金をかけないでね。

それから、これから先の話として、南館ができたときには、1階に机1つと端末1つ、そんなたくさんはないだろうから、それで対応できると思うので、それらも検討してほしいということを意見として申し上げておきたいと思えます。まあ不採択でしょうがないかなと思う。この文面どおりだね。

○委員長

それでは、お諮りいたします。
陳情第99号を採択することに賛成の方は挙手願います。

賛成少数（1－7）

○委員長

賛成少数と認めます。
よって、陳情第99号は不採択とすべきものと決定いたしました。

○熊倉ふみ子

少数意見を留保します。

○委員長

留保しました。

○委員長

次に、資源環境部関係の陳情審査を行います。
陳情第100号 板橋区ホタル生態環境館の技術の継承と館の存続を求める陳情を議題といたします。
その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明願います。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

それでは、陳情第100号 板橋区ホタル生態環境館の技術の継承と館の存続を求める陳情につきまして、前回の審査以降の動きについてご説明いたします。

まず1点目でございます。
4月9日に高島平町会長会議において、ホタル生態環境館における最近の動きについてご説明いたしました。その中で、高島平地区における住民説明会を行いますと情報提供させていただきました。

説明会につきましては、今回の陳情項目の中の2つの項目のうちの1つである、区民への説明会が挙がっているにもかかわらず、委員の皆様への情報提供ができてしまいました。申しわけございませんでした。

2点目でございます。
e モニター、タウンモニターというものがございますが、これについて、ホタル生態環境館に関するアンケート調査を現在実施しているところでございます。

3点目でございます。
「広報いたばし」を通じて、ホタル生態環境館の引き受け手となるNPOや団体等の募集をしているところでございます。これは4月19日付の予定でございます。

また、これまでも、あり方検討の中でいろいろやらせていただきますということをご説明してきましたけれども、現在、あり方検討については進んでおりますけれども、その結果については5月中旬ごろには公表したいと考えております。現在のところですね。

あと、夜間特別公開につきましては、今年度はホタル生息数が23匹と少ないため、ホタルの種、命を守るため、卵の採取を優先したいと考えております。そのため、ホタル夜間特別公開の開催は難しい状況にあると認識しておりますけれども、4月末までに結論を出し、周知したいと考えております。

以上でございます。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間討論のある方は挙手願います。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

今、説明の中で、少し曖昧な部分がありました。申しわけございませんでした。高島平地域の住民説明会につきましては4月23日を予定しております。申しわけございませんでした。

○委員長

4月23日ですね。
それでは、本件に対する理事者への質疑並びに委員間討論のある方は挙手願います。

○熊倉ふみ子

今、町会長会議の中で、高島平地区についての住民説明会を行うということでもありますけれども、この中で説明をする内容については、ホタル館、環境館のあり方検討についてとホタル等の生息調査結果についてとホタル夜間特別公開とその他となっておりますけれども、この陳情の中に、板橋区ホタル生態館の今後の方針についてとありますけれども、このことについてとあり方検討についてと、これ、同じ受けとめ方でいいでしょうか。
生態館の今後の存廃ですね。この陳情の趣旨においては、生態館の今後の方針について存廃も当然、住民の方々は気にしていると思うんです。その存廃についてもこの住民説明会の中で触れるつもりでいるんでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

陳情の中にあります方針という部分でございますが、これは、私もが行っているあり方検討と同じものだと思っておりますので、存廃というのは、その場で結論を申し上げるということではなくて、現在、あり方検討を行っていますという形で住民の方にはご説明したいと思っております。

○熊倉ふみ子

ぜひそのことについては強く要望したいと思います。いまだに存廃については、議会の中でも十分に議論が進んでおりませんし、それとあと、今、いろんな問題がごたごたしている中で、存廃ありきみたいな、そういった説明についてはするべきではないと思いますので、存廃についての結論は説明していただきたくないと思いますので、そこは強く申し上げていきたいと思っております。

それと、当然、存廃について聞かれると思うんですけども、もし住民の方から存廃についてどうなんですかと聞かれた場合、どう答えますか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

これはもう議員の皆様にもこれまででもご説明してきたとおり、いたばし未来創造プランの中であり方検討ということが触れられておりますので、この説明の主旨にもありますように、まず、どういう形で今回のそういうホタル生態環境館の話が出てきたかということで行政評価結果から始まって、それを反映したのがいたばし未来創造プランです。その中であり方検討というものが挙がってきましたので、所管としては、現在、あり方を検討しているところですよというご説明を予定しているところでございます。

○熊倉ふみ子

今のお話ですと、存廃については5月の中旬ごろに結論出したいという説明があったと思うんですけども、そういった方向ですか。確認です。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

あり方検討の結果につきましては、これまでも議会等では4月から5月というご説明してきたと思います。現時点では4月、もうちょっと時間がありませんので、5月中にはまとめて、まず議会の皆様にはしっかりご報告させていただいた後に、次には区民の皆様という順番になろうかと思っております。

○熊倉ふみ子

そうですね。議会にはしっかりと説明をしていただきたいと思っておりますので、そのことはお願いしたいと思います。

それで、存廃について5月ということですが、まだ真相が明らかになっていないんじゃないかなと思うんです。そうした中で私も、真相が明らかになるまでは存廃についても結論を出すべきではないとお願いしてきたところだし、そういう主張もしてきたところなんですけれども、その点はどうでしょうか。いまだにこんな状況が続いている中だと思うんです。そうした中で存廃の結論を出すということについては、今でさえ混乱しているのに、ますます混乱していくことが予想できるんですけども、真実をとにかく明らかにするとか、そういったことをまず優先すべきではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

あり方につきましては、恐らく委員がおっしゃるのは、職員の処分等の絡みでおっしゃっているのかなと思っています。また、あともう一点が、生息数が23匹と非常に少なかったという部分があるのかとは思っておりますけれども、私どもとしては、さまざまな角度から検討して最終的な結果を導きたいと思っておりますので、もちろん、その部分もその検討の中にありますが、施設も非常に老朽化しておりますし、結論を、そこら辺の部分について明らかにするまでは、なかなか待つことができないのかなと。これまでも、24年の行政評価、いたばし未来創造プランの中では、議会の皆様に報告したり、区民の方からもご意見を伺っていますので、あと、アンケート調査等も実施する中では、一定の方向性は出るのかなというふうに思っております。

○熊倉ふみ子

e モニターを今行っているということ、区民へのアンケートだと思うんですけども、そういうものは、すぐにアンケート集約というのはできるものなんでしょうか。今まで区をやっているアンケートというのは、結構、集約するまでには時間がかかっていたと思うんです。今やって5月中旬ということでは余りにも早過ぎるんじゃないかなと思いますけれども。

それと、今の区民の地域の皆さんがホタルについては存続をということをおっしゃっているわけですけども、そういった動きの中で存廃を結論づけていくことについて、まずまず住民の方々が混乱するんだと思うんです。その住民の方々への配慮というものについてはどう考えていますか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

まず、モニター調査につきましては、あり方の検討の参考にするということで現在実施しているものでございます。集計等については十分、検討の過程で数は把握できるものと思っております。

それと、存廃については継続の声があるということでございます。確かに、こういった陳情も出てきておりますし、継続してほしいという声は私どものところにも届いておりますが、あくまでも一般論で申し上げますと、さまざまな施策を行う上では、賛成する方もいれば、反対する方もいらっしゃると思います。我々はそういう意味では広い視点からこのホタル生態環境館のあり方を考えていきたいと思っております。混乱するというご意見もありましたが、混乱というのがどういう部分を指すのかというのはやや難しい面もありますが、情報は正しく伝えて、誤解のない形で今後、あり方を検討していきたいと思っております。

○熊倉ふみ子

この間、新聞報道などで、元職員が記者会見を行ったり、運動隊の方々も記者会見を行って、報道などされております。その報道の中で、確認したいんですけども、元職員の発言ということですけども、生態館で7万から10万の幼虫が流れていったと。でも、現在というか、まだ5,000匹が残っているというか、5,000匹に減ったというような、そういった記述があったと思うんですけども、5,000匹まだいるということだと、元職員の方はそんなふうに話をしているんですけども、これについての確認についてはできるものなんでしょうか。確認することが大事じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

まず私どもも、これまでの報道というのは本人の声が新聞の記事になっているのかとは

思いますけれども、大量に流されてしまったということがたしか記事にあったと思います。今回、5,000匹残っているという記事がたしか初めて出てきたのではないかな。これまでは、流されていなくなった。しばらくしたら、今度、5,000匹残っているということで、非常に驚いているところです。もしそのように残っているのであれば、それはそれでいいことだと思いますが、我々の検査、生息調査というのは、例えば、先ほども計算してみたんですが、網の底辺が25センチ角ですよ。せせらぎの面積を計算して、25センチのところには、あくまでも計算上ですが、7万匹いれば、200匹くらいはあの中に入るんですね。いないとしたら、もっと濃いところもあるはずですから、27か所はかれれば、1か所ぐらいいは何百匹出てきてもいいと思っております。

そういう意味では、あの検査方法に対する考え方、我々は平行線だと思っておりますが、正確に行われたと思っておりますので、特段、新たな調査は考えておりません。そこら辺については住民説明会等で、我々と違うような情報、我々が考えていないような形で情報が入ってれば、区民の皆様に我々の考え方を正しくというかしっかり伝えて、こういう調査を行いました、こういう状況ですということはやる必要があるかなと思っております。

○熊倉ふみ子

それと確認したいんですけども、網の調査のときに、網をくぐった幼虫もいるはずだみたいな、そういった発言もあったかなと思うんです。そのことを確認したいんですけども、ホタルが卵を産んで、その卵はあの生態館ではどのように飼育されて、その手順なんですけれども、どのような段階でせせらぎの中に入れるのか。卵からかえったばかりのものをすぐに、それこそ本当に見えるか見えないかというような、そういった大きさのものをせせらぎの中に入れたら、すぐにせせらぎの水の中で流れてしまうんじゃないかなと思うんです。となると、ある程度の大きさになるまで別のところで飼育して、大きくなったものをせせらぎのところに戻していくっていうことなのかなと思っておりますけれども、あそこ生態館の中ではどういった手順でせせらぎに幼虫を戻していたんでしょうか。その手順みたいなものを確認させてください。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

私も、本人から説明受けたという記憶はあるんですが、ただ、そのときに記録をしかりとっておけばよかったんですけども、とってないっていうはお叱りを受けるんですけども、記憶を呼び戻しますと、まず卵をとって、コケの上に卵を、上というか、産みまますよね。その卵から幼虫をふ化させて、そのあとにせせらぎに入れているという説明を受けたように記憶しています。

(「すぐに」と言う人あり)

○環境課長事務取扱資源環境部参事

そこら辺が曖昧なものですから、やはり本人にそこら辺の細かな部分は聞かないとわからないのかなと思っております。申しわけございません。その部分の把握が不足しております。

それと、網をくぐったという話もありましたけれども、網のメッシュが0.5ミリですから、実際は0.49幾つなんです。担当者がつくったパンフレットでは、卵の大きさが0.5ミリとなってますから、卵からかえったやつは、もう何か月もたっていますから、網をくぐることはまずあり得ないことなのかなと私どもは思っております。中に入ればですね。

○熊倉ふみ子

それと、新聞報道の中の確認なんですけれども、ハチの飼育については、この元職員が

document (27)

言うには、上司に報告をしていたと。営利企業ではなく、ボランティアでハチがふえたことについては区も知っていたと説明をしているんですけども、この点について上司に報告をしていたんだということですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

上司に報告の部分でございますが、その部分については、私自身の認識で申し上げますと、特にそういった報告も受けてませんし、ボランティアと名乗る方から聞き取ったときには、ハチを売っていますかと確認したところ、売ってませんと。これはもうテープに残っておりますので。そういう説明は受けております。

それと、私よりも前任の方の聞き取りについて、人事課が行っておりますので、その部分については、私からはお答えできないということでございます。

○熊倉ふみ子

今、売ってませんということですけども、でも、号外のチラシの話ですと、業者が区の要請で飼育、販売を行ったもので、その販売についても区の承認のもとというふうな、そういった作業であったというふうにも書かれているんですけども、その点についてはいかがですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

一貫して、今回の処分を受けた者は、書類にサインしたとかということを知っているようですが、それは全て上司に報告したという、ご質問のとおりだと思います。また、区の要請を受けたとかってあるんですが、さまざまな部分で、例えば能登町から研修生を受け入れたり、一時、そういう協議を行ったりしたという事実はありますが、その事実がある中で、例えばもし私が上司であったとき、こういった書類にサインしますなんて目の前に出された瞬間に、ちょっと待てよと間違いなくなるはずですね。ですから、そういった報告がなされたかどうかというのは私は確認できてませんけれども、あとは口頭で報告したとかということですから、そこら辺を加味した上で人事の処分が行われたと考えておりますので、私には確認できてない部分でございます。

○熊倉ふみ子

つまり、そういったことは人事課で調査済みだという認識でよろしいでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

職員を懲戒免職という重い処分にするわけですから、懲戒のそういった服務監察については、人事課は丁寧にいろいろな情報を集めながらやるのが当然だと思っております。

○熊倉ふみ子

それと、記者会見の中で、元職員側の弁護士が資料として提出いたしました業者との契約書とか、何種類かの契約書があったと思うんですけども、区がそういった契約書があるとわかったのはいつの時点なんですか。今までわかっていなかったというのが不思議なんですけれども、どうですか。

document (27)

○環境課長事務取扱資源環境部参事

契約書等については、私自身が出張に行って実際にいただいてきたものですから、それ以前にはそういうものが、直接は確認してないですけど、そういうものというのは区では確認してないと思っております。

○熊倉ふみ子

それでは、区が相手側の出張先に行って初めてそういう書類があったということを確認したということでもいいですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

現時点ではそのように思っておりますが、今後、調査の過程で何か新しい事実が出てくれば、その部分は訂正する必要があると思っておりますけど、現時点ではそのように考えております。

○熊倉ふみ子

元職員は、そのことについても口頭で説明をしていたということなんです。だから、口頭で上司には説明をしていたということについて、今の井上参事とは違うんですけども、そういったことについてどうですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

私どもは公務員ですので、板橋区の職員として職務を執行している中では、当然ながら報告とか連絡とか相談、これは上司に行います。ただ、実際に業務を行う上では、一定のルールがあります。文章化して、上司の決裁を仰ぎ、最終的には必要な場合は区長の決裁を仰ぐというような手続が必要になります。また、それを実際に書類に残して、さまざまな情報開示も行えるような仕組みがございます。そういったことが現実には行われていなかったと。口頭で報告したということですけども、もし私自身が口頭で報告を受ければ、書類をつくる必要がありますし、そういうことをやっていいかどうかというのは内部で決定した上でいろいろな手続を踏んでいくということで、現時点では、そういった書類とか話は確認できておりません。

○熊倉ふみ子

やはり公務員としての自覚から、私も聞いていても、逸脱した行為だなと感じているところなんですけれども、一職員が上司の判断も仰がずにそういった行為ができていたということについて、やはりこれは区に責任があるんじゃないかと思うんです。その区の責任についてはいかがですか。

○委員長

お時間になりましたので。
(「答弁」と言う人あり)

○委員長

いいですか。

簡潔に。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

まず、今回の処分とかいろいろなことについては、まず一番に来るのは、やはり区の管理・監督責任がしっかり果たされてなかったことが原因であるということは間違いございませんので、そういう意味では委員のご指摘のとおりだと思っております。

○委員長

ほかにございますか。

○いしだ圭一郎

先ほどの説明で聞き漏らしてしまったので、申しわけないんですが、もう一度教えていただきたいんですが。

NPOの募集をかけるというお話がございましたが、もう一度教えていただけますか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

これまでもあり方検討進めていますという中で、ホテル生態環境館の運営を引き継いでいただけるNPO等を担当者と相談しながら探していますというご説明をまいりました。ただ、今回、担当者がこのようなことになりましたので、そういった担当者を通じたNPOを探すことはもう難しいとなりましたので、改めて広く「広報いたばし」、また、まだホームページ上ではやってないんですが、そういった形で広く呼びかける必要があるだろうということで今回のことになった次第でございます。

○いしだ圭一郎

そうしますと、その「広報いたばし」やホームページで募集をかけるという形、いつからでしたっけ。いつから募集をかけるのか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

「広報いたばし」は4月19日号に載せる予定でございます。ただ、かなり急に入れていただいたものですから、記事的にはそんな大きくありませんけれども、一応、募集等のところに記事は載ることになります。

ホームページは、19日より前に、できるだけ早く載せたいとは思っております。

○いしだ圭一郎

19日より前にホームページ載せるということですが、その載せる期間、掲載期間ではどの程度載せるおつもりでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

広報は、通常、募集期間は1週間から2週間程度のようになっておりますので、「広報いたばし」はたしか5月1日か2日までが締め切りになっていたかと思っております。5

月中には一定のあり方検討の方向性を出したいと我々もこれまでのスケジュールで考えておりますので、長く待つのは難しいかなと思っております。

○いしだ圭一郎

ありがとうございます。5月2日の締め切りだろうと。1日か、その辺の前後だということでございますので、仮にここで出てくればまた話は変わってくるでしょうけども、募集によってどこも出てこなかった場合、そのときにはどのようにお考えをするか、ちょっと教えていただきたい。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

NPOの方が出てくるのが一番、私も望ましいことかと思っておりますけれども、もしそういった受け手が見つからない場合は、これまでもご説明してまいりましたが、現在生息しているホテルを飼育だけでもしていただけるよう、関係施設に働きかけたかと思っております。

それで、結局、二十数匹ですから、そうなりますと、やはりそれをふやす前提が必要になりますので、夜間公開の話もご説明しましたが、やるべきだという声もあります。が、卵の採取を優先しますと、夜間公開はなかなか難しいのかなとは思っておりますので、

○いしだ圭一郎

わかりました。

そうしますと、もしNPOの募集でどこも出てこなければ、手が挙げられなければ非常に厳しいのかなと今お話を聞いていて思ったんですけども、そうしますと、この陳情にもありますけれども、技術の継承は、今後、板橋区ではもう行っていけないという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

技術の継承につきましては、ご指摘のように、職員も退職しましたので、非常に難しいのかなと思っております。ただ、もし区のホテルを引き受けていただける方が、まあお願いするわけですが、お話の交渉の過程では、もし板橋区で今後、例えばお願いした後にNPO等が、ホテルを十分飼う技術も自分で勉強してきたし、施設とかそういうのが用意できるんだという人が出てくれば、そのうちの何割かとかどうか、何匹か返していただけるような、そんな交渉はしておきたいなと思っておりますので、

○いしだ圭一郎

わかりました。

5月1日、2日程度の締め切りの中で、5月の中旬があり方検討会の一定の方向性を示すということでございますので、日程がものすごくタイトだなと聞いていて感じますので、しっかりとやっていただきたいなとすごく感じておりますけれども、そこら辺の日程に関しまして、どのようなお考えしているかどうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

先ほども申し上げましたけれども、まずやはり、NPO等の団体を募集しているところでございますが、これはある意味、虫のいい話だということでお叱りを受けるかもしれませ

んが、施設を準備していただくという前提と、運営経費等も自分でご用意いただきたいという募集になりますので、その募集自体でもかなり厳しいと思っております。ただ、もし出てくるようであれば、今後ご相談して、我々の募集の条件に合うかどうか十分判断していきたいと思っておりますが、現時点では、先ほど申し上げましたけれども、5月の中旬ごろには一定の方向性を出して、議会の皆様に報告したいと思っております。

○いしだ圭一郎

わかりました。
本当にこの件はさまざまな問題も生じてきておりますので、本質がちょっと見えにくくなっているというか、本質からそれのような議論も多く出てきていることだと思います。大事な部分は、技術の継承と、あと施設の存続の検討の部分でございますので、日程の部分も踏まえましてしっかりと検討していただきたいという要望で終わらせていただきたいと思っております。

○委員長

ほかにございますか。

○田中しゅんすけ

それでは、確認をさせていただきたいんですけども、まずホテルの件で、ことしからいろいろと検討が行われてきて、今回の担当職員の処分というところに至って、かなり区民の方もいろんな思いがあると思うんです。この間、特に処分があった後の板橋区に対しての区民の反応はどのような反応があったのか、教えていただけますか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

処分後の反応でございますが、今、手元にそういった確実な資料を持っているわけではないんですが、ただ、新聞等に出て区民の皆様が知ったということになるかと思えます。職員の処分に対する、職員そのものに対する、もしくは板橋区そのものに対する抗議の電話とか手紙みたいなものはほとんどなかったと記憶しております。ただ、存続してほしいという区長への手紙とか、そういったものは来ておりますけれども、今のところ、そういうことで私は認識しております。

○田中しゅんすけ

そうしますと、そんなに数が届いてないというか、板橋区民の方の反応というのはほとんどなかったと捉えていいんですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

私自身、ほとんどというのがいいことかどうかというのは難しいんですが、電話が殺到して、それに職員が対応を頑張ったという状況はございませんので、ほとんどの、認識がずればあってはいけないんですけども、そんなに電話が来たとか手紙が来たとかということはありません。

○田中しゅんすけ

わかりました。

要は、この一連のホテルの件というのは、いろんな時代背景の件もありますし、いろいろとまだ調査を進めている段階ということもありますけれども、先ほど、いしだ委員が質問されていたように、だけれども、存廃の結果は5月、結果というか、ある程度の方向性ですね、ごめんなさい。5月中旬までには方向性を打ち出すというご見解を述べていただいているので、情報がたくさん錯綜している中で、区民の皆さんもいろいろと、本当にどのような背景があって、これから区はどういう考えがあって、この後ホテルはどうなるのかということをご心配なされていると思うんですけども、その部分についてはいかがですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

区民の皆様のご心配とかさまざまな声につきまして、私どもとしては、住民説明会を実施したり、アンケートを実施したり、また、直接にご意見を伺ったり、また、議員の皆様からいろいろご意見を伺うという中で一定の方向性を出したいと思っておりますが、一定の方向性ももし出れば、それについてまたしっかり、どうしてこういうことが起きてきたのか、背景とか、それに対する区の考え方とか、今後の方針ですね。そういったものは区民の皆様もしっかり説明していかなくちゃいけないと、そのように思っております。

○田中しゅんすけ

今、参事がおっしゃっていただきました。これからまた新たにわかっていく事実というのも出てくると思います。ですので、区としては、ぜひ事実を事実としてお伝えいただきたい。そこを何かオブラートに包むとか、そういうことをされてしまうと、今、いろんな意味で、このホテルの問題というのは、板橋区のみならず、板橋区以外にたくさん発信してきていますよね。この二十数年、発信し続けてしまったということもありますので、その部分というのは非常に重要になってくると思うんですね。真実を真実としてお伝えいただくことをぜひお願いしたいんですけども、いかがですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

ただいまのご指摘については真摯に受けとめ、事実を適切、明確に伝えていきたいと、そのように思っております。

○田中しゅんすけ

それでは最後に、今、参事からもお話がありましたけれども、4月23日にまず高島平の方への説明会があるということをおっしゃっていただきました。板橋区民に対する説明というのも非常に必要になってくると思いますので、ぜひ区民に対する説明会の設定もなるべく、事実がわかった時点で早目に開催をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

広く区民の皆様への説明ということでございます。議会でまずご説明させていただいて、その後、もし報告書ということで上がれば、やはりホームページとか、また「広報いたばし」とか、さまざまな方法で説明したいと思っております。説明会そのものは、日程等の関係で、その報告書が5月中旬、やっても5月中旬以降になるかと思っております。それよりも前にやるのは難しいと考えておりますけれども、説明会も含めて、適切な方法で区民の皆様幅広く、あり方検討の結果が出れば、お知らせしたいと、そのように考えております。

○委員長
ほかに。

○五十嵐やす子

まず最初に、モニターとタウンモニターに今アンケートしているということなんですけれども、この内容を資料として後でいただいてもいいですか。お願いします。それから、今回、こういう環境白書をいただいておりますけれども、この中にも環境教育ということでいろいろ書いてあります。この中にこのホテルの生態環境館も当然入っていると思うんですけれども、123ページのところにプランの成果目標とか何かいろいろ結果とか書いてあるんですけれども、ここの中で、例えば10)でしょうかね、生態館が入るのは、どうでしょう。

ごめんね、ない。かなと思って見ていたんですけれども。結局、環境教育というところでホテルの生態館やってきたというところで、どういうふうに今までの成果ってどうか評価。結局、25年間で10億使っているわけですから、何かないと、書くべきことがないと、おかしかなと思いついてたもんですから、それも後でお願いします。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

すみません、私も、本来であれば、それを手元に置いてご質問を受けるべきだったと思います。一般的に、ホテル生態環境館における評価というのは、これまで、夜間特別公開とか、そういった公開に来ていただいた方の人数の合計というふうに認識しているところでございます。

○五十嵐やす子

この10)番のところ、環境イベントって、教育じゃなくてイベントってなっちゃっているもんですから、どうかなと思いました。

それで、例えば126ページのところに、一般公開が1万6,674人で、夜間が1万6,392人ということで、ほとんど一般公開と夜間が同じような人数で、だけれども、夜間の半分以上、6割は外部の方ということだったので、そうすると、区民に対しての環境教育っていうところがどうだったのかなと私はそこ、クエスチョンマークがつきながら拝見しております。ですので、その辺も評価するときには取り入れてほしいというのが私は要望です。

それから、先ほど、熊倉委員が、どの段階で幼虫をせせらぎに戻すかというご質問だったんですけれども、私もすぐそれはあつと思いついてたんですけれども、前もちょっとお話ししましたが、ヘイケボタルって流れがないところで育つというところで田んぼということだったので、あの流れの中のどこで生息しているのかなっていうのを一度伺いたいと思ったんです。それはどうでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

ただいまご質問の部分については、申しわけございません。現時点で私も知識不足でございますので、確かに流れのないところで育つというのは伺っているところでございますので、そこら辺が定説であれば、若干矛盾しているなと思っております。

○五十嵐やす子

それから、先ほど、引き受け手ということでご質問がやっぱりありましたけれども、結局、さっきも言ったように、環境教育というところでこれからも引き受け手っていうところは、引き受け手を探すときには関係していくんでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

引き受け手につきましては、現在、条件を考えておるところでございます。例えば団体としての要件があるとか、個人というのはいやほやほしくないだろうということで、団体として規定があるのかとか、そういった法人格があるのかとか、そういった幾つかの項目の中に例えば夜間公開をしていたりとか、また、ホテル等を含めた、そういったものを使って普及・啓発、教育をしていただくようなことは団体引き受けの条件にはしたいと考えているところでございます。

○五十嵐やす子

それから、やはり引き受け手のところで、先ほど、ふやすことを前提とおっしゃっていて、ちょっと23匹は悲しいので、もう少しふやしてほしいとは思ってますけれども、ただ、今までのような2万匹とか、そのくらいの数にするのは、日本ホテルの会なんかでも、環境教育というのをふやすことではなくてということを書いてありますし、ホテルもふやすというような視点でやっていくことが大事だと書いてありますので、その辺はふやすということの目標というか、どのくらいふやすというような意味合いでさっきおっしゃっていたのかなという、確認をお願いしたいんですが。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

先ほど、まず1つ訂正させていただきたいんですが、NPO団体の引き受け手の条件みたいな形でご説明しましたが、あくまでもまず協議をさせていただくということで訂正させていただきたいと思います。

あと、今後、幼虫を卵を採取してふやしていきたいというのは、現在の業者が持っているノウハウの中でやっていただくものですから、まず何匹ぐらいというのはちょっと今、現時点では申し上げることが難しいんですが、オスとメスが成虫になって、そこで後尾して卵を産んでいただくわけですから、そこら辺をまずしっかりやっていくことが今大切なかなと思っております。

○五十嵐やす子

それから、私が区民の方に一番聞かれることなんですけれども、今まで、委託契約をしてきたということなんですけれども、民間では、毎年毎年、1,400万円のところから単年度ごとで一応見直しているとは聞いていますけれども、委託契約するということはあり得ないんじゃないんっていう話を何人かからいただくんです。例えばホテルを卵からかえしてというところは、今回、後で委託をした業者もありますけれども、むしろ企画だけじゃなくて、今、技術を持っているところって民間にもあると思うんです。そういう意味で、例えば昨年度、途中で委託を変えられたということを見ても、そういう技術を持っているところは、本当はほかにあったはずだと思うんです。そういうところは関係なく、ずっと同じところに委託契約をされ続けてきたというところを区民の方に聞かれるんですけれども、どういうふうに私も答えたいものかと思うんですけれども、その辺の経緯というか、やっぱり納得してもらおうようにお願いしたいんですけれども。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

まず、今回、ホタル生態環境館におけるホタル飼育というのは、ご存じのように、旧温室植物園で平成元年に開始して、これまで引き継いできたものでございます。ホタル飼育については、旧温室植物園で開始した当初は、事例も少なく、試行錯誤を繰り返してきたと聞いております。そこに一番関与したのが担当者でございますが、その後、さまざまな経験を積み、現在に至ったものでございます。

結局、あそこの施設で、特許も含めて、飼育していくという部分がほかの業者との技術の差であったんじゃないかなと思っております。その部分はホタル、生物を飼育することについては専門性も、あそこの場所での専門性ですね、必要ということで、継続して契約してきたものだと考えております。

そこら辺では、今回の足立区の業者は、自分で水槽に入れて、担当者の飼い方とは違う方法だと私どもは認識しておりますので、担当者がいて、今のやり方をやる限りは、むしろ企画との契約が当初必要だったと判断したものだと思っております。

○五十嵐やす子

そうですか。何か、それでも腑に落ちない部分もあったりとかするんですけども。あともう一つなんですけれども、前に能登町のお話があったんですけども、そのもう一回確認なんですけれども、ハチを飼うときは、向こうの方は、板橋区から買ったということでその書類を処理していたということでもよろしいんでしょうか。だけれども、指定された口座は板橋区のじゃなくて個人のだったけれども、そこは余り不自然に思わなかったというか。普通、板橋区と契約しているなと思ったら、それなりの口座を指定されないと変だなと思うんじゃないかと思ったんですけども、その辺はどうでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

私の説明が曖昧な部分があったかもしれませんが、基本的には、ハチはボランティア団体から能登町が買ったと。それで、それについての支払いをしたと。ただ、そこに担当者が技術提供というか、技術指導みたいな形でサインがあった、署名しているということですから、能登町の方は、生態環境館で買ったハチを購入した。ただ、購入した先はあくまでもボランティア団体という認識で、担当者は区の職員であるということももう十分わかっていたということで、区の職員であったということで、さらに信頼してそういう行為を行ったと聞いております。

○委員長

よろしいですか。

○すえよし不二夫

まず最初に、人事課の処分について、答えられないと困っちゃうんですけど、区として、人事課じゃなくて区として、証拠書類、確証した書類だね、お持ちなのかどうかということ、区は弁護士と相談した上でこの処分の方法なのかについてどうですか。

○委員長

答えられる範囲で。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

現在、隣の委員会室でやっておることかと思えますけど、私の知っている範囲でお答えしますと、当然ながら、そういった証拠というか、処分する際には、そういった書類が当然ながら確認していると認識しております。一般論で申し上げれば、そういった顧問弁護士もおりますので、弁護士には相談はしているんじゃないかなと考えております。

○すえよし不二夫

証拠になるような書類というのは、環境課で提供しないと人事課は持たないと思うんですよね。その辺はどうなんですか。

それから、記者会見は4月3日に行われていますよね、職員の。その後、実際に地方裁判所への提訴行為があったのかどうか。板橋区は受けているのかについてはどうですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

証拠書類というか、そういった関連する書類については、ご指摘のように、私どもで入手し、人事課に提供したものでございます。

あとは、処分に当たっては、人事課がさらに必要な調査を進めたんじゃないかなと思っております。

会見では区を訴えるということがあったようですが、現時点ではまだそこには至ってない聞いております。実際には総務課とか、そちらが窓口になろうかと思っておりますので、現時点で私はそのように聞いているということで答弁させていただきます。

○すえよし不二夫

先ほど、私、証拠書類と申し上げましたけれども、関連書類だそうなので、訂正をお願いしますと思います。

これ以上、提訴があったかどうかについてわからないとおっしゃるので、聞きようがないんですけど、事実関係を知りたいわけですが。

(「わかんないことないだろうよ」と言う人あり)

○環境課長事務取扱資源環境部参事

わからないと言ったのは不適切かもしれませんが、あくまでも私どもが区として受ける場合には、所管の総務課とか、そういったところが窓口になるということ聞いております。もしそこで受けた場合には、私どもに情報提供があるかと思っておりますので、現時点ではそういった話が私どものところに来てないということでございます。

○すえよし不二夫

では、提訴の記者会見、提訴しますよという会見はあったけど、実際の提訴は所管課ではまだ報告を受けてないということですね。だけど、総務課では受けているかもわからないでしょう。どうなんですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

もしそういったことがあれば、時間を置かず、すぐ私どもところに情報提供があると考えております。

○委員長
ほかに。

○田中いさお

確認をお願いしたいんですけども。
先ほど参事から、能登町からの職員派遣の話が出たので確認したいんですけども、実はこれ、ふるさと財団が出している小冊子、2011年の8月号なんですけども、この中に能登町のクロマルハナバチの記述があります。参事もきっと知っているのかもしれないんですけど。記述の中に、地元の町民の方が次の情報を入手しましたと。2005年板橋区ホテル飼育施設が従来困難とされていたクロマルハナバチの冬眠時間を短縮する技術を開発し、ハチの増殖技術を確立して特許を出願と。これ、間違いないと思うんですけども、その特許を株式会社武蔵野種苗園が活用して、クロマルハナバチの飼育・生産を行っている。この時点でもう売っているような話ですよ。この後なんですけれども、能登町では、町長の決断により試験的に事業を始めることになり、能登町ふれあい公社から2名の職員を板橋区ホテル飼育施設に派遣し、1年間の研修を受けましたという、民間は誰でも見れるような小冊子だったと思うんですけども、この事実について、担当の所管はずっと知っていたとか、その確認です。この話は知っていたのか、知らなかったのか、後から報告を受けたのか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

私自身が去年の4月から参りましたので、前の上司の認識は難しいんですけど、私自身は、4月以降、いろいろな調査していく中で、そういった書類を実際に現物を見たり、インターネット上での情報を知ったということでございます。

○田中いさお

ここに疑義があるなと思ったのは、町長が決断しということは、一職員に職員を2人、面倒見てくださって考えられるのかなと思ったんです。所管の担当のところに了解をもらっているという可能性があるんじゃないかと思うんですが、その見解はどうでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

当時、研修の依頼があったというのは、そういったものはございます。これもこれまで説明してきたものでございますので。そこら辺は私自身が当時の管理職というか、そういった者に聞き取りしておりませんので詳しくは答弁はできませんが、いずれにしても区としては、能登町から研修の職員を受け入れたという記録は残っております。

○田中いさお

ということは、これは元館長、元職員の了解じゃなくて、所管の了解を得て、その職員は受け入れていたという認識でよろしいですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

そこら辺は当時の関係者に聞かないと、今、明確にはお答えできないんですけど、そういった依頼があったような文書というのは私どもで持っておりますので、どこでどういう意思決定をしたかについて、今、明確な答弁はできません。申しわけございません。

○田中いさお

ホテルにまつわる話は触れさせてもらったんですけども、以前の担当の課長等がやったことなので、すぐ参事がご答弁できないのよくわかるんですけど、ここまで大きな話題になっているホテルの件ですから、できる限り情報の収集はしていただきたい。

聞くと、元職員が皆勝手に了解を得ずにやっていたみたいに関心したので、あえてこの件は触れさせてもらいました。これはもともと所管の、参事からもおわびの言葉がありましたけれども、管理の責任だと僕は思っています。上司が管理できなかったところに行き着くんだと思います。でするので、あえて触れさせてもらいました。

話は変わりますが、現在、技術継承ということがずっと言われてきているんですけども、結局、2匹しか見つからなかったということで、この技術は今もあったのかなかったのか。それで、特許は正しいのか、正しくないのか、取り下げるつもりはあるのか、ないのか。今の見解をお願いします。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

技術継承という技術については、どの時点かわかりませんが、飼育はされてきたと認識しております。ただ、今回は、残念ながら推定で二十数匹しか見つかってないと考えております。

あと、特許については、正しいとか云々というのは、これも特許庁が判断したものでございますので、ある一定の判断が下されておりますので、中身については、私どもはもちろん、一定の権利が区にあるかと思っております。

今後、特許をどうするかについては、あり方検討の中で一定の方向性は出したいと思っています。

○田中いさお

この特許を使って1,000万ぐらいの収入があったという話で、しかも、ハチに関しても結構高い金額で売買されているということなので、これが板橋区で多額の税金で培われたものだと僕は思っています。全体的話では、年間4,000万近くという。でするので、これをそのまま眠らせるのではなく、ぜひこれ、活用の道も探って研究していただいて、ぜひこちらも、今まで多額にずっとお金使ってきたわけですから、こちらも検討の要望をしておきます。

それと、先ほど参事から、NPO法人の申し込み、募集をかけるという話なんですけども、募集をかけるということは、廃止を決定という話には僕は聞こえてならないんです。ぎりぎりまで、存続にかけての陳情ですから、これもう出しますよっていったら、成り立たないんです、はっきり言って、この陳情って。僕の感覚ですよ。もうNPO法人にどっかやってくれという話が今の時点で本当に決定しているのであれば、これ、無駄な話になっちゃうんです、僕から言わせると。ぎりぎりまで探してほしいという思いですよ。区民の方からいろいろと疑義があった経緯はわかります。多額のお金もかかった経緯ももちろんわかりますし、技術継承の難しさもいろいろと説明も受けていますからわかってますけども、これはぎりぎりまでとにかく検討してくださいというところはとまあ今要望しますけど、どうですか、その見解は。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

NPOにつきましては、今回、町会長会議でお配りした資料の中にも書いたんですが、平成24年4月の時点の行政評価は、環境課の内部評価では、これまで区が行ってきた事業をNPO法人等に引き継がないか検討するというところで、この時点、少なくとも24年4月にはこういう活字になっておりますので、確かにその時期からもうNPO等を想定した検討は内部で行われております。ですから、今回、突然NPOが出てきたということではな

くて、23年度、24年度あたりから、NPO等に引き継げないか、検討はしているところでございます。ただ、それにつきましては担当者と情報交換しながらやってきたものでございますから、今回、担当者がこういう状況になったのであれば、やはりもう少し広くお声がけする必要がありますということで、広報等に載せたものでございます。

いずれにしても、あり方検討をぎりぎりまでというのは当然かと思っておりますので、中身をしっかりと検討してやっていきたいと思っております。

○田中いさお

その上で、あと要望なんですけども、NPO法人に声かけて、なかなか手を上げるようなところが見つからないということなんですけど、先ほどの参事の説明でも、いきなり丸投げして、全部やってくださいじゃ、なかなか手を上げるところはないと僕は思います。だから、そのためにはインシヤルコストは支払いますとか維持経費は助成しますとか、何か付加価値つけてあげなきゃ。全部やってくださいと、それでなおかつ条件をつけるんですよ。もしくは夜間公開を教育に使ってくださいと。そのために、今まで多額のお金つけてきたんですから、今度、受け継ぐところにも何か助成なりなんんりの検討は僕は必要だと思います。その見解をお願いします。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

もしNPO等の方がお問い合わせいただいた場合には十分協議をさせていただきたいと思っております。行政評価の部分では、一次評価は所管課としては残せないかということでNPOとかという話は出していたいたんですが、区の見解は、厳しい財政状況を鑑み、廃止の方向を含めたということで、運営が非常に難しいという表記になっております。これは実際赤字になっておりますけども、そういった意味では、区が直営で行うとか、施設を新たに整備するというのは私どもは難しい状況だと思っております。また、ご提案のような、そういうNPO等が出てきた場合の助成も、そういった一定の考えあるのかと思っておりますが、現時点では非常に難しいと考えております。

○委員長

委員会の途中でありますが、議事運営の都合上、暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時といたします。

休憩時刻 午後零時00分

再開時刻 午後1時00分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き区民環境委員会を再開いたします。
先ほどの質問者がまだございますので、質疑を続けたいと思っております。
挙手をお願いします。

○高橋正憲

それじゃ、順番ですので、質問をさせていただきます。

俺の話って何だったっけ。

ここで一番の問題は、管理責任だと私は思います。要するに、懲戒免職というのは、サラリーマンでいえば大変なことなんだよね。要するに、退職金をもらえなくなる、自分の生活を全部を奪われてしまうわけだから、それ相応の罪と罰だと私は思います。今回、それがこれに当たるのかというのは、隣の部屋で一生懸命やっていますから、それは触れませんが、しかし、僕が思うには、職員を懲戒免職にすればいいとか、そういう問題

じゃなくて、逆に、管理者たる者は、職員の一つひとつの行動を監視して、できる限り、そういう道に行ったら、それを是正してあげるとするのが本来、管理者の責任だと思うんです。こいつを捕まえたから、是正したから、俺たちの天下だって、そういうふう思うというのは、管理者の管理能力のなさを露呈しているのと同じでしょう。だから私は、今回の問題だって、平成20年とか21年のとき、そういう時期からこの問題は出ているし、我々は以前から、1人じゃなくて、そういう技術的なものは継承できるようにやらなければ、まさにこういう状況になるよということをやっていると訴えていたわけですよ。ある人を二十何年も同じ部署に置いておくこと自体がおかしいんじゃないかと。これに近い発言というのは、まさにその管理体制なんです。管理責任になっていくの。これがきちっとできていなかったから発生した問題なの。

それで、ちょうど企画総務委員会と区民環境委員会をやっていますから、お昼休みに意見交換をさせてもらいました。提訴の問題については、まだ来てないという話です。来てないから訴えてないとかじゃなくて、多分、裁判所に訴えたとしても、それが本当に、そういう事実関係を調査をして、これは提訴に値するかどうかということをやってから相手に通達をするのかどうか、僕はわかりませんよ。ただ、出てないということは、まだやってないということなんですよ。でも、多分、多分ですよ。これは本人にしてみれば一生の問題ですから、多分、そういうことになるのではないかなと私は思っています。ですから、先ほど言ったように、全てが管理責任。この部分は最大、大きいだろうと思っています。

それから、アンケート調査とかモニターの調査という話がありました。これはもう既に2月にやっていますから、新しい部分で話をさせてもらいますよ、僕は疑義があるんです。疑念があるというのはどういうことかということ、あります。要するに今、役所というか区側は、あり方検討会とか未来創造プランとかそういう中では、みんな存廃という話していたけれども、廃があるんじゃないかというような疑念を抱きながらしているわけですよ、こうやって。私も一方でこういうふう思うわけですよ。もう既に潰そうありかもしもあってアンケート調査とかタウンモニターとかやった場合に、どういう結果が出てくるのかと。これが非常に疑念される部分なんだよ、僕としては。

先ほどもみんなが言っているように、存廃というのは考えることはない。まずは存在するかどうか、今回はいろんな形でやっていくんだということがまず1つとしてこの中で確認ができて、それからこの事実関係をはっきりとさせていくのであれば、非常に私は信頼というか、区民に対してもですよ、信頼というものが私は出てくるだろうなとは思っています。いいですか。要するに、私が疑念に思っていることはどういうことかということ、未来創造プラン、あり方検討会、こういう中では、あの施設はもう廃止にするんだという、廃止ありきという中でアンケート調査とかモニター調査とかタウンモニター調査とかやったとしたら結果はどうなってくるんだらうなという疑念ね。これは先ほど言ったように、そういう疑念があるということです。

ですから、そういう疑念がずっと来ると、例えば募集を、5月1日、2日締め切りでこれをやるよといったときも、非常に我々からすると、役所がどういう意気込みで例えば募集をかけたかとかいうのがまた疑念として出てくるんです。先ほど、皆さんが言っているのもそうなんだよ。存廃、存廃ってあれの中には、あり方検討委員会とか未来創造プランの中のそういうものが出てきているから、私はこの未来創造プランの中で、ああいう形が出されているけど、あれは廃止をすとか、なくすると僕はとってませんからね。継続はするけれども、要するに、今のままの形でいいのかどうか。僕はそのように受けとめていますよ、未来創造プランに関しては、今の施設をやめちゃうんだという話には僕は捉えてませんよ。役所の考え方というのは、区立としてそのまま続けていくのかどうか。私はそのように捉えていますし、二十数年間の業務評価、行政評価でもいい、業務評価、あれをどのようにしているかなんです。先ほど言ったように、二十数年で10億円というお金を投じてやってきました。それが全く無駄なのかどうかという話に通じてくるんです。既にその施策がもう終焉に来ているのかどうかという話なんです。逆でしょう。私からいえば逆なんです。

まさに福島での原発事故も含めてなんですけれども、私は、これから環境問題というのはもっともっと大事だと思うし、環境教育も大事だと思っています。そういう意味で一番いいのがあのホテルの生感館だったろうと僕は思っているんですよ。ですから、その話のことについては、先ほど、オブラートに包まず、はっきりなさいという、そういう話しましたけれども、前回の話も、警察で今取り調べというか、入っているから、なかなか話

せないという話がありましたよね。ところが一方で、警察の捜査二課が入って、収賄、贈賄という形が入ったらしいという話で、既に企画総務委員会の部屋では一切そういうことはありません。向こうの部屋で話したと、実際に。そういう話を聞いています。向こうの部屋の話は。ただ、損害は与えたらしいと。それはどうということかという、特許料が入ってくる、入ってこないという話での損失というものはあったらうけれども、収賄、贈賄というようなことは一切なかったと。こういう結論が話されたということは企画総務委員会です。警察としてはそういう意味ではもう捜査は打ち切っているという話もしていますから。要するに、警察が入っているからこれは話せない、話せるということは考えてくださいよ。これは企画総務委員会の中で話された言葉ですから。

そこで1つ聞きたいことは、今、ホテルのことからハチのほうに随分移っているわけです。私は、ハチのことよりもホテルのことが大事だと思っています。区民は、特別公開をものすごく楽しみにしているんです。それから、先ほど参事は、全然そういう困ったというような電話とか苦情の電話とか、かかってこなかったという話をしています。しかし、僕のほうには、そういう話はしょっちゅう来ます。こういう問題があるけれども、どうなったんだ。多分、きのうあたり、高島平では高島平新聞がこういうふうに出されましたから、もっともっと来るんじゃないかなと私は思っています。

区長に苦情電話をするという人はよほどの勇気があるか、よほどの方だなと思います。でも、それそれのところには、結構、そういう心配の電話とか、私来ていると思いますよ。僕は実際、きのうもおととも、そういう話はどんどん聞いていますから。どうなったの、高橋さんって。特別公開はどうなるんですか。楽しみにしていたのに。こういう話がありますよ。だから、先ほど、井上参事と話をして、随分、認識の差というのがあるなと僕は思ったんだけど、この辺についてまずはどうでしょう。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

どの部分からお答えしたらいいのかってちょっと迷うところなんですけど……

(「ちょっと幅広く言いましたからね。ゆっくり考えてください」と

言

う人あり)

○環境課長事務取扱資源環境部参事

最後の部分でご質問だというふうに思っておりますけれども、特別公開に関して、それも含めて、区民の皆様の声が直接、私どものところに余り来ないんじゃないかというような、私もそのような趣旨の答弁をしました。ただ、議員の皆様にはいろいろな声が入っているというところで、それについては、私も議員の方から、そういう声があるというのは聞いております。ただ、先ほどは、所管課としてそういうものを受けたのかどうかというご質問の中でそのようにお答えさせていただきましたので、いろいろな意見があるというところは十分認識しているところでございます。

○高橋正憲

やっぱり立場が違うと、認識も違ってくるのかなと思うんです。我々は別に、はっきり言って、この問題は区にとっていい話じゃないし、マイナスですよ。ですから、そんなに大声でどンドン問題を立てようという、そういう意識はありません。でも、実際に特別公開を願っている、そういう方がいるわけですから、その方のためにぜひ今回もホテルの公開できるように努力をしてもらいたいと僕は思っています。そのことについても私はしっかりと取り組んでもらいたいし、先ほど話もしましたけれども、我々もホテルの施設について、いろんなふうには思っていました。しょっちゅう顔を出したりなんかもしましたから。実際にあの施設が全く区の職員の仕事の体制というか、8時半に出動して5時で終わるといような、仕事自体そういう仕事なのかというふうには思ったときに、私は決してそうではないなという認識も実際にありました。ですから、実際問題、区の管理体制と

してもそういうものがあつたんじゃないかなと僕は思います。だから、そのことがずっとあって、二十数年間という間、見て見ぬふりということではないんだらうけれども、そういう対応をしてきたのではないかなと私は思っていますけれども、その辺についてはどうでしょう。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

私、先ほど、一番最初に管理監督者たる者の責任という部分について触れるべきでした。一番最初にそれをお答えするべきだったと今、反省しております。

今回の懲戒免職に関する部分においては、やはり管理監督者たる者が適切なことを行ってこなかったことが1つの原因であるということはもう間違いございませんので、その点についてのご指摘については真摯に受けとめさせていただきます。

これまで、二十数年間、結果的にはこのような形になってきましたけれども、その時々管理者たるものは、職員の行動等に問題があれば、当然ながら、指摘して改善させると。また、それが度が過ぎたようなものであれば何らかの形で、懲戒処分に該当するようのものであれば人事課、最終的には人事課の判断で懲戒処分がされることだろうと思っておりますけれども、途中でそういった是正するチャンスがあるべきだったなと私自身も認識しておるところでございます。

○高橋正憲

僕は非常に疑問でならないというのは、職員がやっていた仕事に対して、いや、あれは知らなかったとか、これはどうだったというような、そういう答弁が多いんだけれども、僕は疑問でならないんです。先ほど言ったけど、電話でそういうのを受けたかもしれないとか、そういう話もしていたけれども、私は決して、職員として仕事を進める上で何らかの報告というのはあって当然だし、例えば要求とか、行って確認するとか、そういうふうにしてこなかったといったら大変なことでしょう。

あえて言わせてもらえば、ハチの関係については、去年かおとしの予算が決算のときに、担当部長がそれについては話を聞いていて、自然界では大事だと考えていますって答弁もしています。ですから、そういうことも含めて全く知らなかったと。ハチの生態、あそこでやっていたということを知らなかったという理由には全くならないし、いろんなことについて、多分、報告なり相談はしていたらうと。私はそのように思いますけど、それについてはどうでしょう。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

まず、何らかの報告とか確認というお話ですが、私自身の経験を申し上げますと、職員の行動というのは、十分な報告がなされていないと思っております。どちらかといったら事後報告で追認させるようなことが多かったと認識しております。これは過去のいろいろな出来事を見てもそのようになっておりますし、積極的に、例えばあの施設の中でホテルに関する以外の、例えば犬、猫、カラス、それを飼育というか飼うというか、入れておくことについて、注意しても、結果的には全然是正されないということで、それについては私自身の管理監督不足ではございますが、職員自身の自覚が直そうということがなかなか感じられないことが私自身の感想でございます。

あと、知らなかったということは基本的にはないことだと思っておりますけれども、知ることができなかったとか、そういう部分では確かにそういうことがあつたのかなと。

あと、ハチについては、委員がご指摘のように、土の抗菌化というんですか、カビを生やさないためには最低限の数を飼育するのは認めているという趣旨の答弁だったと認識しておりますので、その部分では私も同じ考えであります。ただ、今となっては、そういう説明を受けた時点で、ホテル博士と名乗る職員であれば、学会等で発表した論文をしっかりと出させて、その論文の中身を確認した上で飼育を認めるべきだったんじゃないか。今としてはですよ。ただ、やはりそういった職員の経歴等を考えれば、言ったことを信じるしかなかったということだと思っております。私自身は途中途中で、今回のことを

受ければ、職員からの報告というのは、口頭の報告だけではなく、事実の確認だとか、そういったものを今後しっかりやっていかなきゃいけないと思っています。

○高橋正憲

ああ、そうですかという話なんだけど。これがつい先日起きたものであれば、そのとおりだなと理解できるんです。今、参事が言ったように。ところが、二十数年間続いてきたわけです、実際問題として。事後に報告があったというのがわかったら、お前、今度はちゃんと、事後じゃなくて、事前に話をしなさいとか相談をしなさいとかという指導があつてしかなるべきでしょう。違いますか。知ることができなかったという話は、何で知ることができない。だって、役所の管理者でしょう。役所ですよ。一職員ですよ。管轄するという観点からいけば、知ることというのは当然やらなきゃいけないことじゃないですか。何もやってこなくて、管理責任を放棄しておいて、何かあったから行って、あんたは懲戒免職だということ自体がおかしいでしょう。是正するチャンスというのは何回もあったじゃないですか、今話を聞いたって。それを全然やってきてないんじゃないの。だから、逆に職員から言わせれば、ああ、この程度でいいんだと思っちゃうんじゃないの。電話で報告して、はい、報告しました。それが何年も続いてきているんでしょう。きのう、きょうじゃないんですよ。きのう、きょう、それでやって、お前、ふざけるな、だめだ。これだったらまだ話わかるけど、ずっとやってきて、急に、ああ、それはだめなんだって言って、そういうふうにしたとしても、僕はそれはちょっとおかしいんじゃないかと思えますよ。

二十数年間の間では、少なからずこのホテルの関係については評価をされているものがいっぱいあるんです。世界的には言わない。でも、少なくとも、そこそこではかなり評価を受けていますよ。

○委員長

お時間になりましたので、ほかに。
(「それについて答弁」と言う人あり)

○委員長

答弁あれば。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

私も答弁難しいところがありますが、決して、管理監督責任を放棄したものでなく、責任を痛感しているところでございます。それは間違いなくそのような気持ちでいっぱいでございますので、よろしく願いました。

あと、知り得たかどうかというのは、本人が教える意思がなければ、あそここの場というのは、我々が行くのが毎日でもございませぬので、結果的には知らなかったということになれば、それはそれで責任問題ではありませんけれども、なかなか事実を、あそここの飼育室の中では、定期的に行ったとしても、なかなか把握できないような状況にあったのかなと思っております。

今回の件につきましては、ああいった施設がもし今後、区の中であるようであれば、中でどんなことが起きているか、そういったものをしっかり把握できるような体制だと取り組みだとか、そういったものを考える必要があるかなと思っております。

以上です。

○委員長

ほかに質問があれば。

○熊倉ふみ子

区の怠慢というのは、本当にそのとおりではないかなと思っているところです。その1つに、むし企画に対して、年間1,600万から1,400万円の委託費というものが支払われておりますけれども、通常だったら、その委託費が一体何に使われているのかというのは、毎年毎年、報告がされていてしかるべきだと思うんです。監査としても、指定管理にしても、いろんな委託先にしても、人件費が幾らで、広報費が幾らで、本部経費が幾らでというような会計報告について、毎年報告、担当課に報告させて、担当課はそれについてしっかりとチェックするというのが、行われているべきだと思うんですけれども、ほかの保育園の委託先なんかを見ても、ちゃんと会計報告なんかもしっかりされていますので、ここで、むし企画についてはそういった年間の会計報告がされてこなかったのか、そういった問題意識も持たなかったのか、その点はいかがですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

むし企画の運営状況等について区の確認ということですが、基本的には、業務日誌とか水質検査の報告書などによって業務が行われていることについての確認はしておりますけれども、私自身、過去の監査の記録だとか、そこら辺、今、内容確認をしておりますので、何とも言えないんですが、ただ、通常の委託業者に対する区の対応として、むし企画だけを特別に何か事をしたということはないと認識しております。

○熊倉ふみ子

税金の使われ方というのは、区の担当課がしっかりとチェックする義務があると思うんです。なので、ほかの課についても、福祉施設への委託とか、保育園の民間委託についても、監査のときにはしっかりと、監査報告の中にはちゃんと、人件費が幾ら、職員の体制はこのぐらいというような、何かそういった監査があるんですけれども、むし企画、何でそうだったのか……

○委員長

答弁する立場じゃないんじゃないの。そういう立場じゃないんじゃないですか。

○熊倉ふみ子

何か繰り返しになっちゃって……。そういったチェックもしてこなかったっていうのも大きな区の問題だろうと私は思っております。

それと、確認したいんですけども、前々から言われていた特許について、私たちがいただいた資料の中に、115か所があるよとか、それとあと、23の他のところから、何とか神社とか何とか小学校とかから、ほかの23か所からホテルを預かっているっていうような、そういったことも言われていたと思うんですけども、115か所の調査についてはしてみますみたいなことを多分答弁していたと思うんです。23か所の預かっているというそういったことについても、この事実関係の調査について進んでいるのかどうか、どうでしょう。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

特許を使った115か所については、まだ数か所ということでしか調査は進んでおりませ

ん。全体の中ではさまざまな調査をやっていますので、そこだけに人数を割くというのはなかなか難しく、主な調査というのは、自治体に関係する学校だとか、そういったところを中心にやっておりますけれども、今後、どのように調査するかも含めて人事と調整しながら、新しいところから調査は進めていきたいと思っております。

それと、23か所については、こういった議会の場で私、質問を受けたような記憶がないんですが、もし23か所から預かっているということであれば、本人から聞くのが一番いいんですが、現実的に無理です。ただ、過去のことを伺っても、ほかの自治体のホテルを預かっているという認識はございませんので、これまでと同様、本人の言っていることと我々の認識がかなり食い違っているというのが現状だと思っております。

○熊倉ふみ子

23か所ということ、全て私もわかっているわけじゃないんですけれども、でも、ホームページの中では、ある渋谷区の小学校が、確かにホテル館に自分の小学校のホテルの卵を預けましたっていうような、そういった話も実際問題、学校の副校長先生がそんなふうに答えているというような、ホームページの中ではそういう記述もありました。それとあと、何とか神社、すみません、ど忘れしましたけれども、ある神社からの卵も預けましたよとか、そういったのもあったと思うんですけれども、それについての実事確認ができていないことなんですけれども、その確認の必要性というのはどうでしょう。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

渋谷区の学校につきましては、実は直接電話、総括質問か何かでご質問受けたと思うんですが、学校に電話したところ、地域のボランティアのような形でやっている話を聞いております方たちに協力していただいているということで、そういった卵を預かっているような、私どもとしては、そちらにそのように書いてあるようですが、こちらはそんな認識はないんですけれども、それ以上は特に、卵を返してほしいとか、そういった話にはなりません。

その神社は、私が思っている神社であれば、今後、何らかの調査はしたいとは思っているんですが、相手もあることですし、ほかの調査もいろいろやらなくちゃいけないもんですから、優先度を見きわめながらやっていきたいと思っております。

○熊倉ふみ子

確認ですけれども、今後も調査は継続していくし、今、継続中だということでよろしいですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

そのとおりでございます。

○熊倉ふみ子

あともう一つ確認したいんですけれども、元職員に対しての処分証明書の中に鍵の問題がありました。速報みたいな、私たちの机の上にはその部分はなかったんですけれども、でも、処分説明書という中には、26年の1月17日深夜の施錠、そして翌18日早朝の解錠について、上司に無断で区職員以外の第三者に鍵を渡して、同施設の施設解錠を依頼していたという。同様の行為を8年前から年に数回行って、それについて、自身が施錠、解錠を行ったように装い、偽装報告を行ったっていうふうにごくに書いてあるんですけれども、これについての実事確認っていうか、虚偽報告だったっていう話とか、17日、18日についての鍵の掛け閉めがほかの人だったというのはなぜわかったのかって、そこを確認

したい。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

鍵のことにしましては、私どもが調査して、そういったことがボランティアと称する方、出入りしている方がなれたように鍵を開け、また、夜、夜中に鍵を閉め、ご自宅に帰られるという確認をしたということでございます。過去の残っている書類を見ましても、民間の方ですから、民間の方の鍵の掛け閉めの名前がないということで、そこら辺はそういった虚偽の報告ということで人事課はお答えしたんじゃないかなと思っております。

○熊倉ふみ子

区の施設です。第三者が鍵を開け閉めするっていうのは考えられないことなんです。それでも、普通、防犯カメラがあって、その防犯カメラに映っているので確認できたのか。何か、今の説明だけでは確認っていうか、どういったことがあったので、よし合点という確認になったのかというの。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

17日だったら17日に、本人が帰るのは何時かというの、正直わかりませんから、退庁すると思われる時間帯からある場所で目視により、本人が帰るのをまず確認しました。その後、館の掛け閉めについては、鍵を預かっている者が出てくるまで、外に待っていたと。次の日、また外で待っていて、本人にわからないように待っていて、鍵を開けて入っていくのを確認したという。要するに、現実的に私どもがその事態を見たということです。掛け、閉めて帰る。施設としては電気消しますから、帰ったという確認するだけです。朝は真っ暗な状態を確認して、本人が来るのを確認して、声はかけませんけれども、ちゃんと鍵を開けるのを確認して、そういったことが行われているのを確認したということ、あそこは、カメラ自身は設置されてなかったんですね。27日以降はカメラをつけたということでございます。

要するに、我々が実際に確認をしたということです。

○熊倉ふみ子

それも何か異常な……。そういったことをせねばならぬというか、そういったことまでして何か確認をしなきゃいけないっていう、そういったことにどっちがどう追い込まれたんだかよくわかりませんが、そういう事態というのは何とも言いようもない、異常だなという感じがいたしました。

それと、今、板橋区は、ホテルは2匹しかいませんでしたよということは公表しております。しかしながら、なぜ2匹しかいなかったのか、その理由についてはいまだに何も説明をしておられませんけれども、区の見解を示すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

2匹については、現時点では明確な、なぜ2匹だったかというところは、原因というか、それは正直、まだわからない状況ですが、例えば各関係者の方がホテル生環境館にホテルの成虫を持ち込んでいたのを見たことがあるというようなことの証言がありますので、その方以外の聞き取りとか、さらに関係する調査をしているところで、継続調査中ということで答弁させていただきたいと思っております。

○熊倉ふみ子

なぜ2匹しかいかなかったのかということについての区の見解については、今後ですけれども、示すという必要性についてはどうですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

2匹について、明確な原因を私どもも区民の皆様にお知らせしたいという気持ちはもちろんありますが、どこまでできるかは今後の調査次第だと思っていますし、なかなか調査に協力いただけない。本人以外の方にも電話等で尋ねていますが、なかなか、電話すらお答えできないような状況もありますので、難しい状況だとは思っております。ただ、今後もまだまだ調査していきたいとは思っております。

○熊倉ふみ子

職員を懲戒処分になるまで区が黙認してきたっていう、区には大きな責任はあるんだろうと思います。

それで、ホタルの累代飼育については、区は今の時点で言ったらかしいんですけれども、成功だったのか、失敗だったのか、どうお考えですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

累代飼育については、成功とか失敗というのは、そういうふうには紋切り型というのは非常に難しいんですが、2匹という数少ない、二十数匹ですか、推定で。そういった環境の中ではありますが、まだ累代としては続いているんじゃないかなとは思っております。

○委員長

ほかに質問ございますか。
まだあります。じゃ、再質問。

○高橋正憲

先ほど言ったように、職員1人の将来がかかった問題ですので、再度質問をしたいという部分と、私の思いとしては、ホタルの特別公開を待っている、そういう区民がたくさんいるわけです。ですから、こういうような状況が起きたからこそ、頑張って一般公開にこぎつけてもらいたいなど。事情によっては非常に厳しいという部分はあるんだろうけれども、それが1つ、今まで管理責任としてあった部分を少しでも区民の皆さん方に還元できることかなと。私はそのように思っていますので、まずそのことについて、だんだん時間も迫ってきましたので、そのことについて、どのように思っていますか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

先に、特別公開につきましては、努力してほしいというご意見を伺って、今のご質問の中では頑張って公開にこぎつけてほしいということですが、23匹という推定数ではございますが、その数字を前提にすると、努力して公開というのは非常に難しいのではないかなと。数十匹、もしかしたら百匹かもしれないけど、その数の中で公開するっていうのは、これまで見てきた人からしても、数が少ないということでご指摘を受ける可能性もありますし、卵を採取して次の世代につなぎたいというのが現時点での私どもの強い気持ちでございます。そういう意味では、実に特別公開は厳しい状況にあるというのが

私どもの認識でございます。

○高橋正憲

それと、私が先ほどずらずらと言ってしまったので、1つずつ聞くことはできなかったんですが、やっぱり僕がすごく問題に思うのは、さっき、ありきっていう話しました。要するに、役所の方は、未来創造プランとかあり方検討会の中で、もうあの施設は要らないんだというような、もしも、ありきの考え方があったとすれば、いろんなところにそれが出てくるはずなんです。先ほど言ったように、タウンモニターとか、そういうアンケートの問題とか、例えば先ほど言った募集ね。今後、募集してNPO法人とかそういう施設にそういうのをきっちりやりたいとか何か話ありましたね。そういうようなところも投げやりの気持ちに、もうどっちみち……。

いやいや、井上参事ね、あなたの立場と質問する立場は違うから、厳しく言うと、要するに、いや、もうこれはどっちみち必要ないんだというような、もうやめろんだというような、そういうようなものが根柢としてあるとすれば、やるにしても、力が入らないんです。そうじゃなくて、特別公開を待っているそういう区民の皆さん方、それと、今、自然環境問題では異常気象とかいっぱい起きている。そういう教育環境、こういう立場からあの施設が大事なんだと思う、そういう気持ちでいろんな部分を取り組むのとは全然違うでしょう。だから、さっき言った、やめろというありきか、それとも大事だからやろうとする、その気持ちのありきで全然違うので、その辺についてしっかりと……。私はやる気っていうか、そういう部分で取り組んでもらいたいということをお先ほど言いたかったんです。それについてまず聞きます。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

ご指摘の点については、例えば根柢にあの施設は要らないんだとか、投げやりな気持ちでやっているわけではないです。基本的には広い視点から、いろいろな観点からホタル生態環境館を検討した上で、一定の方向性は出したいと思っております。

これまでも二十数年間、区民の皆様が愛され、育てていただいたわけですから、ホタル生態環境館が行ってきた特別公開とか、そういったものは十分評価できるものだと考えているところでございます。

○高橋正憲

ぜひそういうことで取り組んでもらいたいし、私は、今までやってきたこと、管理責任、だから役所の管理者はどうなんだということはもう余り言いたくはないんです。なぜかという、あの施設というのは、さっき言ったように、8時半から5時までという、そういう決まった時間で作業していればいいという話じゃないから。だから皆さんも、多分、管理者の皆さん方も、あの施設は、例えば羽化するときには24時間体制で見なきゃいけない。そういうことも理解しながらあの施設を見守ってきたんだらうと思ってるんです。だから今の形までなってきたんだらうと思ってるんです。

今回、急にこの問題が発生したのは何だったのかというのが非常に疑問なんです。ホタルだったのか、ハチだったのか。本来であれば、あの施設はホタルなんだから、ホタルの部分できっちりやるべき話でしょう。そのことが私はいまだに非常に問題なんです。

前回、松島議員が質問をした部分で、北國新聞で非常にいい先例なんです。今となれば、役所の困ったような顔するかもしれないけれども。北國新聞で出たものなんかは、金沢市と板橋区の友好促進、こういうようなことで村島さんというところにつくったという話ですよ。これはもう皆さん多岐に質問しているからわかっていると思うんですけども。このとき、その橋渡しをしたのが区長だったと、これも認識していますよね。橋渡しで阿部さんを紹介して、そこにそういう施設をつくって、多く友好都市で評価を受けているという話なんです。このときには基本的には何だか料というのはいたいたいでなかったと、こういうことですよ。

私は、あえて言わせてもらえば、そういう特許料とか何かということよりも、板橋区の

開発したものであるんだから、友好都市に寄与するものであれば、あえて特許料がどうのこうのと言わないで、どんどんそういう意味で友好都市関係を結んでいくというほうが本来、自治体の姿だろうと思うんです。特許料をもらって自分のポケットに入れたとかなのであれば、それは収賄、贈賄という、もちろんそういう関係になります。そうじゃなくて、坂本健区長が友好都市と知り合って、誘致してやりました。金沢市も非常に喜んでいて、ほかの人もみんな喜んでいて。友好関係としては非常に大きな成果を出したんだと。そういうようなこともあって特許料はもらわなかったと。

これを僕、あえて言わせてもらえば、先ほど言ったように、問題ないと思いますよ、実際に。だって、友好都市とやっているんですから、あえてそこに特許料を出せと、そんなこと言う必要ないでしょう。都市交流なんだから。板橋の技術をそういうところで発揮して、いい関係をどんどんつくっていくというのは悪いことじゃないでしょう。それをあえてここで特許料とか何かという話は、僕は余りよくないと思うんです。今言ったように、個人的にポケットに入れたとか何かというのは問題ですよ。

だから私なんかは、板橋のそういうホテルの技術をもっともっと、ホテルをやりたいとか何かというところには、特許料云々かんぬんというんじゃなくて、都市交流という立場でどんどん行って、みんなから板橋よくやってくれますわねというふうに喜ばれるという、そういう行政をとっていくということが、僕はあえて言わせてもらえばいい話だと思うんだけど、それについての評価ってありますか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

そちらの記事につきましては、ご指摘のように、区長のお知り合いということで、総括質問で総務部長からお話がありました。私どもの認識としては、それ以降は、区長のお知り合いだから特別に何か特許料を免除するとか、そういうことを行ったという認識はございません。ただ、特許料をいただいているというの、やや言葉を選ぶんですが、本来いただくべきものを結果としてそれがわからずに現在に至っているのか、当時、それを一職員の判断で免除したのかとか、もしくは管理職の判断で免除したのかとか、そこら辺は幾つかの切り口で考える必要があらうかなと思っておりま

す。それともう一つですが、この特許料につきましては要綱で定めたものでございまして、平成14年当時だと思いますが、当時は、そういった友好都市、例えば友好都市が特許を使用したいと申し出があった場合に免除するというようなことは規定しておりませんので、当時はそういう判断のもとに、他の自治体から相談があっても特許料はいただくということで、現在もその考え方が継続しているものでございます。

○高橋正憲

でも、これによると、区長が仲立ちをしてやったという話が出てくると、今の話からいうと問題になるんじゃないの。2010年10月19日の新聞だよ。だから、そうじゃないんじゃないの。私が考えるには、たまたまこういうようなものだからそうかもしれないけど、筋としては、本来、都市交流とかそういう問題というのは、確かにそういうものもあるでしょうけれども、私はそうじゃないんじゃないかなと思うんだけど、もしも今、井上参事が言ったようなことがそうだということであれば、このことだって問題になってくるんじゃないの。だって、このことについて、我々は全く知りませんでした。事後報告でしたと。こういうようなことで済ますというのであれば、またそれはそれで問題になってくるでしょう。だから、僕はそうじゃないんじゃないかなと思うんだけど。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

まず、先ほど申し上げましたけども、要綱上は免除するという規定はございませんので、いろいろな考え方はあらうかと思いますが、いずれにしても、平成14年度以降、そのように対応してきたということでございまして、今回、担当者いわく、百十数か所のところで特許技術を使ったということでございますので、私ども、特許料をいただいているのは25件ぐらいですか。ですから、そこら辺は確認する必要があるかなと思っておりま

す。

それと、その新聞自身の中身については、私も詳しくは読んでおりませんので一般論で申し上げましたけども、もしそうであれば、2010年当時ですか、の担当者なりに、管理職なりに、その記事の書かれている内容を、どういふものかということで確認する必要がありますか、その是正のレベルを私は超えていたと考えております。ただ、それ以前に是正す

○高橋正憲

北國新聞というのは、そんなにたためな新聞ではないそうです。向こうの、北海道でいけば北海道新聞、そういうような意味合いの新聞だそうです。このことについては私が最初じゃなくて、予算委員会かな、松島議員がこれについては触れられていますから、読んでいる、読んでないとかという話ではないだろうなと僕は思います。

もう一つ大事なことは、こういうようなことも含めて、全く役所の皆さん方は知らなかったのかということなんです。さっきから事後報告だとか、私は知りませんでしたとか、必ずそういう話が出てくるんです。でも、もしも参事が言うように、特許料をもらわなきゃいけない話であれば、この件だってちゃんともらってくださいよと。平成14年度から特許料が発生しているんでしょう。少なくとも2010年というのはその枠に入っていますよね。そうでしょう。であるならばはつきりと、この問題については特許料が発生しますので、特許料をいただきますよとかいっていただいと、そういうことというのは当然あつていいはずですよ。だって、坂本区長というんだから、区長が就任したのは今から7年ぐら

い前だからね。僕が気になるのは、ホテルの関係については余りにも知らなかったというのが多過ぎるんです。職員が1人でやっちゃったというのが多過ぎるんです。全く知らなかった。だから先ほど、管理責任とか云々かんぬんという話をさせてもらったのはそこにあるわけです。ですから、この辺についてもどうなのかなと。僕は余り特許料とか何かというのは好きじゃないという、お前おかしんじゃないかと言われちゃうんだけど、本来、ホテルの事業をやり始めたというのは、ホテルが棲める、そういう環境をみんなで考えつくってこようよと。ホテルが棲める環境というのは、人間にとってもすごくいい環境なんだから、そういうものをしてこようよと。余りにも今、産業とか経済一辺倒で、地球環境が余りにも汚れるとか破壊されてきているから、そういう部分を1つ置くことによってそういうことを考えようよということでこの事業をずっと展開してきたんだよね。金もうけのためにやってきた話じゃないんです。むしろ、今までそういうことずっとやってきたという自治体でホテルがいっぱい飛ぶということは非常に環境がよくなったということだから、それは推進していくべき事業なんだよね。僕はそのように認識しているんです。ですから、先ほど言ったように、ずっとそういうようなことを歴代の管理者が全部認知して、まあしようがねえかと言ったらおかしけれど、ずっとそういう形でやってきたらどうと僕は思うんです。それが今回、急に出てきて、お前は懲戒免職だということというのは、非常に問題あるんじゃないかなと。むしろ、今までそういうことずっとやってきたということが皆さん方の間で理解できるのであれば、少なからず、その職員に対してはいろんな善処をさせる、そういう管理者としての責任を果たすべきではなかったのか。僕はそのように思っているんです。

先ほど言ったように、処分云々かんぬんの話は企画総務委員会ですという話だからいいにしても、その辺がどうも私は割り切れないんです。その辺について伺います。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

委員の認識としては、今回のことが急に出てきたということで認識されているようでございますが、私が4月から約1年たちましたけれども、4月以降、さまざまな事実がわかってくる中で、これが過去の中で、それを是正するとか、もうそのレベルを超えているんじゃないかなと。かなり重大な行為が行われていると認識しましたので、これを私の胸のうちでおさめて反省してもらって対応を図るといのはいかなものかと。逆にいえば、内部通報制度というものがありますので、管理監督者というのは、場合によっては、時として間違いがあれば、それを厳しく対応するというのは我々に求められていることですから、その是正のレベルを私は超えていたと考えております。ただ、それ以前に是正す

るチャンスは恐らくあったとは思いますが、残念ながら今回に至ったということでございます。

○高橋正憲

副委員長ががたがたやっても、皆さん何かつまらなそうですから、もうそろそろやめたとは思いますが、ただ、先ほど言ったように、これは基本的には管理者の責任ですよ。ですから私は管理者として、一般的に内部通報とかというのは、上から下じゃなくて、下から上に対して言うことが僕は多いんじゃないかと思うんです。上の人間が下に対してやる場合というのは、やり過ぎるとパワハラとかって言われる場合もあるかもしれないけども、管理者責任としてしっかりと是正していく。それはやっぱり管理者としてすべき話でしょう。今回の話だって、こんな大ごとになる前に一つひとつ是正をしていく、そういうことをやっていくべきだと僕は思う。あの施設に行ってみればわかるように、最初行けば、犬がいたり猫がいたりして、普通、違和感があるよね。実際問題として。今回の施設は何かその辺がきれいになっているというから、1回また行ってよかったと思うんですけども、そういう意味では、私が最後に言わせてもらうのは、そういうことで管理者として個人だけに懲戒免職という重いものをして、いまだに管理責任に対するそういうものは一向に出てこない。それについては非常に問題に思うんです。それはなぜかという、管理責任が余りにも大き過ぎるから。

個人だけで、例えば変な話、交通事故で相手を酔っ払い運転で殺しちゃったとか何か、引いたとか何かというなら話は別ですよ。それはもう全く個人が悪いですよ。でも、二十数年間という間、ずっとその業務を遂行してきて、それには全部、管理者が携わってきて、じゃ今急に違ったことをやり始めたかということ、ハチを飼い始めたのもずっと前からやっているとこの話になってくると、何か私はそういう意味では割り切れないという思いがしてなりません。これからこれについては注視をしていきたいと思っております。ぜひ特別公開をしっかり頑張ってもらいたいと思っております。

以上です。

○委員長
再質問。

○五十嵐やす子

すみません、お昼休みにいただいた書類を読んでいてわからないことがあったものですから教えていただきたいんですけども。まずは、板橋区が契約を正式にする場合というのは、例えば板橋区の技術だとかを使う場合というのは、公印を押すというのが原則と考えてよろしいですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

ハチの件ということでよろしいでしょうか。まず、あそこの施設は、ハチを生産、飼育している施設ではございませんので、まずその部分をしっかりクリアしていく必要があるかと思っております。それが公に認められたとしても、それをさらに販売するとなれば、やはり一定の手続きをする必要があるということで、内部的な意思決定というのは、内部でしっかり検討した上で書類の作成ということになるでしょうから、一般的には公印、最終的には公印の押されたものが私どもの区の意思決定、外部に表明するものだと認識しております。

○五十嵐やす子

私がお昼にいただいたものというのは、元職員の方がお出しになった資料ということだったので、ここにいらっしゃらない方が出したということなので、かえってそれは公平になるかなと思って聞きするところもあるんです。売買契約書及び秘密保守契約書というのがありますが、その中にしっかり甲乙丙があって、板橋区ホテル生態環境館、括弧して元職員の名前が書いてありますけれども、それを丙と称するというふうに書いてあるわけですね、その契約書の中に。読んでいくと、ホテル生態環境館の中で、交尾確認済み、休眠処理済み、純国産クロマルハナバチ、女王バチを販売提供することを約束するって書いてあるんですけども、区としては、さっきのお話だと、抗菌作用だとか商品化ということではなくてというお話だったんですけども、この契約書の中では販売提供することをもう約束しているわけなんです。その辺というのは区の認識としてはどうだったんでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

これまでも何度か申し上げてきましたけども、あくまでも土の抗菌化とかフェロモンの関係で説明を受けて、当時は論文等で確認しておりませぬけれども、そういった説明を受けた上で必要最低限のハチの飼育を認めていたと。これはもう間違いなことだと思っております。このような書類の中に販売提供することを約束するというのは、私自身は、本人は上司に報告とか相談したって言うておりますけれども、もしこの書類を目の前に見せられて、やりましようと言われた瞬間に、お前、何を考えているんだと是正を強く求めますね。是正というか、かなり危ない話ですから、あり得ない。だからこそ今回のようなことになったんじゃないでしょうか。

○五十嵐やす子

あともう一つなんですけれども、共同研究というのがありまして、結構たくさん大学の共同研究ということなんですけれども、日本在来種クロマルハナバチを初め、日本に生息している在来種マルハナバチ類の種の保全と生態研究及び繁殖飼育研究のことを言うというふうにあるんですけど、これだけ読んでみると、その中で、クロマルハナバチの研究をしていた。繁殖飼育研究をしていたというように受け取られるんですけども、ホテル生態環境館はホテルがメインであってということなので、そこのところも違うというふうには判断してよろしいんですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

繁殖飼育研究という部分については、繁殖というか、販売するための繁殖、これはもちろん問題ですけども、あくまでもホテルのために必要最低限な飼育というんですか、そういったものはこれまでも認めておりますので、それについては、今となってすれば、確認は必要だったと認識しておりますけれども、当時はそういう範囲で認めていたもので、ここに書かれているような契約の内容は、全く私どもとしては認めるわけにはいかないと思っております。

○五十嵐やす子

あと、一番最後のところに、甲乙丙というふうにならば住所、名前、そして印鑑が押してありますけれども、そこにはホテル生態環境館の住所と、そして板橋区ホテル生態環境館館長ということで元職員のお名前があって個人の印鑑がありますけれども、そういうことは、板橋区がもし契約するとしたら、絶対にあり得ないということでもよろしいんですか。

くしてホタル館の存続というのは、私の感覚ではあり得ない。

例えば水槽でホタルの飼育をする。これは果たして一自治体がやるべきことか。大学の研究所やそういうところでやるのがしかるべきだろう。ただ、この25年間、板橋のホタルを今日的にやってきたのは、一般公開があるから多くの共鳴者が出てきて、このホタル館の価値というものがある面では板橋区も我々も認めてきたんです。この一般公開なくしてホタル館の存続ないと思う。そういう点では、ここに書かれているように、今までの説明では、ホタルの飼育の技術というのは、一朝一夕にはなし得ない。だから、さかのぼっても、いろんな職員を配置しながら継承させようと思ったけど、それも現実にはできなかつた。ここに至って、その職員がいなくなった後に技術継承が果たしてできるのか。残念ながら、私の感覚ではできないと思う。しかしながら、よく言うんですけど、何も無いものをつくり上げる。ある意味ではたやすいんです。ところが、あったものをなくするというのは大変なエネルギーが必要だし、これに対する賛否は当然あつてしかるべきだろうと思うんです。ただ、一委員が言われたように、心情的には、せっかく板橋のホタル、ブランド品かどうかは別として、やってきたものについては、我々も残せるものなら残していきたい、そのことは気持ちの中に多少あるんです。だから、そういうことを考え合わせると、第1項の陳情についてはなかなか難しさはあるけども、これから、今言ったように、公募をかけ、いろんな形でどうやったらできるのか、そういうことを含めて担当所管で精査をしてもらう。そのためにあり方の検討会をやるんでしょう。

だから、そういう点では、きょうのところは私は継続にすべきかなと。1項については。

2項については、一委員が、まだ結論が出てないから説明会、これも継続だって言うけど、私は逆だろうと思うんだよね。区が結論を出しちゃって、それから説明会を開けていったって、結論が出ちゃったものを変えるというのは大変なことです。さっき、すえよし委員が言われたけれども、中間報告的にも説明会をして、しかも丁寧に関係者、とりわけ高島平地区は、一般公開のときにはえらい協力体制をとってきましたから、ほかの人を入れちゃいけないとかっていうことではなく、一番関係の深いところでやっていく。だから、1回ぼっきりの説明会でいいとは私は思わないし、それも含めた結論を出していく過程の中での説明会であれば、私はやるべきだと前回も申し上げました。

そういう点では、2項目は採択してもよろしいかなと。ぜひ要案として、あり方で結論が出そうであれば、やはり議会にも説明をしていただきたいし、最終的には関係の関心のある区民にもきちんとして、自信を持って説明できる説明会をぜひ開催していただきたいなど。こういうものをつけ加えて、1項継続、2項は採択と、こういうことを主張いたします。

○委員長

以上で意見を終了いたします。
陳情第100号につきましては、項目ごとに意見が分かれておりますので、項目別に表決を行います。

お諮りいたします。
陳情第100号 板橋区ホタル生態環境館の技術の継承と館の存続を求める陳情第1項を継続審査とすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」と言う人あり)

○委員長

ご異議ないものと認めます。
よって、陳情第100号第1項は継続審査とすることに決定いたしました。
次に、陳情第100号 板橋区ホタル生態環境館の技術の継承と館の存続を求める陳情第2項につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に継続審査についてお諮りいたします。
陳情第100号第2項を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。
賛成少数(1-7)

○委員長

賛成少数と認めます。
よって、継続審査とすることは否決されました。
この際、継続審査を主張された方で、特にご意見があれば伺います。

○熊倉ふみ子

ホタル生態館の今後の方針ということなので、その今後の方針についてはまだ決まっていはいないと思っていますけれども、委員の皆さんから、中間的報告という位置づけというお話もありましたので、そういった方向でしたらば、賛成をしていきたいと思えます。そしてまた、意見の中でも、これ1回で終わるんではないですよと。説明については何度もというか、1回だけで終わらずに、続けていくんですよというお話もありましたので、そのことを確認した上で賛成したいと思います。

○委員長

では、再度お諮りいたします。
陳情第100号第2項を採択することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と言う人あり)

○委員長

ご異議ないものと認めます。
よって、陳情第100号第2項は採択すべきものと決定いたしました。

○委員長

以上をもちまして区民環境委員会を閉会いたします。